

三十三条二項と申しますのは、教育委員が所管する学校において使われます教材についての取扱について、かような規定を設けるものとするといふことを規定したわけであり

○高津委員 届出または承認を受ける教材類が非常に多くなることが予想されて、教師としてもその手数が煩雑なために、教師の教育意欲が減退するおそれがないものであろうか、これについては、大臣の御所見を伺いたいと思

○清瀬國務大臣 さようなことはないと思ひます。

○高津委員 それは非常に多くて、煩瑣をきかぬものであるということとは

○高津委員 届出または承認の申請をする場合に実物見本を添付することになると思ひますが、この点は実際はどうなるので

○高津委員 届出または承認を受ける必要のあるものは、教育委員会の承認がな

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

はものによつては見本をつけるとか、あるいはそうじゃなくて内容を記載した書類を出すとか、あるいはまた口頭で過す場合もありましよう。その方法

○高津委員 私はきのうも御答弁を熱心に聞いておつたのですが、フリー・

○高津委員 承認を受ける必要のあるものは、教育委員会の承認がな

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

も、教育委員会がおのその必要によつてきめるわけでありま。だから届出のものは、全然見本は要らないとい

○高津委員 メーカから各都道府県

○高津委員 承認を受ける必要のあるものは、教育委員会の承認がな

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 承認を受ける必要のあるものは、教育委員会の承認がな

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

○高津委員 届出の場合にはその見本が要るのでしょうか。よくわからぬの

には割り切れない。ただ割り切れる一点があるという事は、今後文部大臣の方が自信を持って視聴覚教育の推進ができるというお考えの基本的な根本の中に、映画の場合でいいますと、結局近い将来において、映画フィルムを教材として使ってもいいというためには、これは大学用の映画フィルムである、あるいは高等学校用の映画フィルムである、あるいは中学校、小学校用のフィルムであるというふうな、いわば中央においてそういうふうなワックをはめて、こういうものならば映画フィルムは教材として使ってもよろしいというトラの善的な基本的な一つのたてりというものをお作りになるならば、それは私が心配するまでもなく、農山村に至るまでお前たち勝手に使いたければそういう判を押してあるものを使いなさいというならば、これは費用も何も要らない。これは比較的簡単だ。こういうことが予想できるのです。これ以外は大の御答弁を聞いておいて自信のある御答弁ができないと私は考えるのです。そこで一点だけ一つ大臣のお答弁が願いたいことは、将来これは大学用のフィルム、あるいは中学、小学校、高等学校用のフィルムだという判を押したようなものを、各都道府県あるいは地方市町村の末端に至るまでの教育委員会へというたてりをお出しになる、こういうことがあるかありませんか、これだけ一点お聞かせ願いたい。

○清瀬國務大臣 この規則は必要な教育委員会規則を地方教育委員会が作る、こういうこととごさいます。地方教育委員会は委員みずからの目で映画を下調べするはかに、またほかのもの

の判断を利用して、あるいは地方の委員会であれば、県でよからうといったものを引用することもありません。また今そういう制度はごさいませんが、中央で有志の者が寄って鑑賞の参考にするというふうなこともありません。すなわち委員自身の目でみずから検査するものと限らないということだけは言い得られると思います。

○山崎(始)委員 委員みずからの目で鑑賞するものだけに限らない、こう言われるわけですか。

○清瀬國務大臣 はあ。

○山崎(始)委員 そういたしますと、私の今心配いたしております中央の方から一本立に、いわゆる垂直的に大学用、中学校用、高等学校用、小学校用のフィルムならば、これは教材として大いに云々、こういうことを意味するということに考えられるのです、そう解釈していいのです。

○清瀬國務大臣 あなたのお考えは、文部省でそういうことをやっております。中央統制をやるんだらうということに話を落そうとするのであります。うが、それで今やろうということ、明約するわけにはいきませんけれども、しかしながら、地方の委員が自分の目で見ないで、ある公の機関または信用すべき私の機関でよからうといったものを信用して、あれならいいという規則はできる見込みはあると思ひます。

○山崎(始)委員 やはり私が心配しておりますように大臣も肯定されたと思ひます。それだけ聞いておけば結構でございます。

○佐藤委員長 辻原市君。

○辻原委員 一昨日来審議をいたしております三十三条の問題は、非常に内

容が広範にわたっておりますので、今までの審議におきましても、一応条文の解釈について立案者の意図する内容がどういふものであったかという点がわかった程度でありまして、実際の取扱いにつきましては幾多問題と疑問を残しておきまして、後刻さらに条を追って審議をいたします。その点を法案の重要性にかんがみましてさらに具体的にいたしたいと思ひのであります。最後にただ一点だけ私その問題についてお伺いをしておかなければならぬ重要事項があります。これは具体的に伺いたいことは避けまして、取扱いの基本について大臣の御所見と文部省の解釈を承わっておきたいと思ひますが、今までの問題について論じましたのは、主として学校教育でありましたが、同時に今日の教育体系から見まして、それと相対的な関係にある社会教育の問題、これは触れておりませんけれども、ことに重大でございまして、従いまして、この三十三条の取扱いが社会教育にどういふ影響を及ぼしているのかという点であります。法文を読みますと、三十三条第一項には、「学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項」云々、というふうにあるわけでありまして、これをそのまま読んでみますと、一昨日来問題にいたしておりましたのは、学校教育の範疇の中における教材の取扱いの問題でありましたが、「その他の教育機関」とありますから、これをすなわち解釈いたしますと、社会教育のすべての機関も中に含まれてくる、というふうには私は解釈せざるを得ないと思ひますが、その点はどうか。

○清瀬國務大臣 その通りでいいと思ひます。

○辻原委員 そういたしますと、この条項は学校教育に関する教材の取扱いのみならず、社会教育における教材の取扱いについても同様の制約というものが行われるということがこれは明瞭であります。その間における影響の具体的問題につきましては、これは後刻に譲ることになります。確認だけいたしておきます。

○清瀬國務大臣 第二項はしかし「学校における」です。第一項、前半としては教育機関、図書館あるいは博物館等についてもその基本的規則は作ってもらふつもりであります。

○辻原委員 第一項においては社会教育を包括して、それに必要な諸条件をどこではきめる。第二項においては、学校における教科書以外の教材の使用について届出、承認を得せしめる、というところで区別を法律上いたしておることは今大臣の答弁にありました。ただこれは学校教育といひ、社会教育といひ、実際の教育の場における教材の取扱いというものは関連連をいたしておる問題であつて、従つて第二項において届出の承認の定めがなくても、いわゆる共通して使われておる、そういう社会教育の教材といふものは、従つて学校教育の面において制限を受ければ、当然社会教育の面においても制限を受けて、まことにこれは立法技術としては巧みにやっておると私は解釈せざるを得ないのです。しかしその間の影響がどういふに起ってくるのかの問題は、これは後刻に譲りたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 そうですね。それでしばしば私も関連質問をいたしましたが、大部な法律案でもありますが、しかもまた重要な疑問とする点がたくさんございまして、この際私は法案を追ひまして第一から御質問をいたしたいと思ひます。

第一項について伺ひたいことは、先般若干の点に私も触れておきましたが、また他の委員諸君からも質問がありました。その質問をいま一度大臣に私は繰返して申し上げたいのであります。それはその法律がどういった目的において作られておるか、またその法律の運用によつていかなることを達成しようとするのか、こういうことが大い法律案の第一條にはうたわれておるものであります。ところがこの法律案の第一條を見ますと、この法律の第一條は読むまでもなく、この法律はどんなことを定めておるかということの趣旨だけがうたわれておるのであります。ひるがえつて従来の教育委員会法をながめましますと、ここには明らかに私が申し上げましたように、この法律によつていかなることを達成しようとするかということ、この法律はいかなることを定めておるかという、この二つのものを定めておるのであります。すなわち第一條には「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」といふ自覚のもとに、以下云々とあります。しかもこの現行教育委員会法の第一條の目的といふものは、明らかに教育基本法の十條によつて定められ

ている教育本来の目的というものを受けて、教育行政において教育万般の目的を達成するために、かかる内容をもつて法律を定めるのだ、こういう趣旨に規定されておるのであります。その第一条の目的を受けて内容を明示するのは、第二条にかかっておる。ところが今度の政府提案のこの法律は、現行の第一条をそのまま削除いたしました、現行の第二条を第一条に持ってきているところに私は重大な疑問があるものであります。お伺いしたいのは、なぜそういうような現行の、理念のなきわめて重要な法律運用の結果によって達成せらるべき目的というものを明示しなかったかという点が、私のお尋ねいたしたい点であります。なお補足いたしますと、せんだって、この点に対する大臣の御答弁がありました、それはきわめて事務的な御答弁でありました。少くともわれわれといたしましては、教育内容または教育行政あるいは実際の教育指導万般にわたって、特に教育というこの仕事においては、いづれもが一貫して流れる一つの理念と申しますが、あるいはわかりやすく言えば精神的な支柱といえますか、そういうものがずっとみなぎっていないなければならぬ、そういうものはあらゆる機会に表現せられて、そして絶えずその衝に携わるものが、それらの条章に目を触れるごとに、少くとも自覚を促され、本来の目的に対する刺激を与えられる、というようにな体にしておくことが、やはりその理念の目的を達成するに重大な方法であらう、かように考えるのであります。そういう見地から何がゆえに従来の二条をもつて一条というふうに、単なる組織

法の目的あるいは趣旨とするようなものに置きかえたかということとを、大臣から承りたいのであります。

○清瀬國務大臣 過日お答えいたしました通り、教育に関する行政の法規でありますから、わが国の教育の基本たる法規、すなわち教育基本法はひとり第十條のみならず、全般をこれかぶっておるのであります。これを否定する考えは一つもございません。ただ元の法律は、教育委員会だけの法律なんです。当時教育委員会というものの性質が、まだ日本ではよくわかっておらなかったという時代の情勢もあります。それゆえに教育委員会というのは、こううだということを一條に書いておりまして、その当時としては適切であつたかも知れません。しかし今回の法律は委員会だけの法律じゃないのです。ほかの教育機関のことも書いております。すなわち地方教育行政の組織全般を書いたつもりであります、また運営も書いたつもりなんです。それゆえに教育委員会の目的を書くと思えば、一條でなくて、教育委員会の章にそれは入れるべきものでありますけれども、そのことは今日教育委員会の何たるかはよく民間にもわかっておりますし、それからまた教育基本法の趣旨をこれにかぶるということも当然でありましたから、それは書いてありませんけれども、現に第五十二條には、教育本来の目的達成を阻害する場合には措置をする」とあり、「教育の本来の目的」というのは教育基本法に書いてある目的でございますから、趣意においてはこれがよいと思ひます。昭和二十三年ごろの教育に関する法規の学校教育法においては、学校とはいかなること

をするものじゃないということを書いてございませぬ。お手元にあると思います。が、同じ年にできました学校教育法では、第一条に学校の定義をしておるのだという教育をせなければならぬなんというところは書かないで、第十八条に至ってこの目標を示しておる、こういう書き方をやっておるのでありますから、今回は教育委員会の目的とか、町村長の目的とか、あるいは学校教師、すなわち教育機関のほかの目的とかとといったようなことは省略いたしました。しかしながら趣意においてはあなたのおっしゃる教育本来の目的を達することが窮極のすべての教育法の目的でございます。

○辻原委員　今大臣が説明なさった言葉で、私はこの法律の性格というものが美によく現われておると思うのであります。それは従来の教育委員会法は、いわゆる地方教育のそれ自体についてのみに定めておったものである。いわゆる教育委員会だけのことを規定しておったものである。ところが今度の法律はそうではない、とういのであります。そうではないという通りに、そうではない文章がたくさん入っております。従来の現行の教育委員会法にはなかったというよりも必要であつた「第五章　文部大臣及び教育委員会相互間の関係等」というような条項が新たに加わつてきて、一体大臣はいかなる権限を有するものかということがここに一つふえてきておるのであります。このことは申し上げるまでもなく、従来の法律の体系なり、あるいは教育行政の運用のあり方からいたしますと、大臣の権限は文部省設置法で定め

ておるだけであつて、それ以外においては付随的な条章はあつても基本的な問題は設置法についてのみに定めておるわけであります。ところが今回ののは、従来設置法において定めておいて、それでしかるべくと解釈せられる大臣の権限が、この地方教育の中に入り込んできておる。従つてそれを技術的にないしは体系的に取りまとめるといたしますと、いわゆる教育委員会という概念には当らない結果が生まれたのだから。そういうふう to 考えますと、ここに昭和二十三年に作られた現行の教育委員会制度の考え方の根本というものと、今日提案せられたこの法律案との間には、少くとも相当の懸隔があるというところは、これは事実、だろうと思つておりますが、大臣はそれをお認めになりますでしょうか。

○清瀬國務大臣 同じことであつたら立法の改正の必要はないので、元の委員会議法よりは進んだいい規定を加えておるのであります。また元の委員会議法のうちでよかつたものはそれを保持しておるので、違つておることは事実であります。御議論もありましようが、われわれはいいい方へ違えた、こういう考えなのです。

○辻原委員 私はそういう常識的なお答えをいただくつもりはないのであります。法律がしばしば改正される。しかし法律の中にはその法律が目的とする一つの思想があるわけであります。私は技術的に變つたとか、そういうことについて變つたのに、同じであるか同じでないかを大臣にお伺いしておるのではないかと思います。問題は本来持つておつた思想あるいは理念、こういうものに重大な變革を來したのではないな

いか、こういうふうにお伺いをしたのであります。その点あなたは変えないならば法律改正案を提案する必要はないであらう、また改正をして進歩したものにするのだ、こういうふうにおっしゃっておられるのであります。が、進歩ということは単に最も新しい時期に改正されるということが進歩でない。改正されることによって後退する場合がある。私どもがここで進歩ということとは、少くとも教育基本法に定められている教育理念に徴して、その考え方がさらに発展せしめられている場合においてのみ、この教育行政のあり方が進歩したと判定するのであります。私はさように判定しております。あなたはその判定の基礎はどこに置いておられるのでありますか。基本法の考え、基本法の精神をそっくりそのまま受け入れた作られた委員会制度の理念、こういうものに徴して、なおかつ今回の改正案は進歩であるというふうに制定されるのでありますか。

○清瀬國務大臣　これは非常に進捗いたしておると思います。教育基本法並びに現在の教育委員会法の第一条にありまする通り、教育本来の目的を達するために民主的で中正な委員会を持つということとはちつとも変わりません。しかしながらやってみるというと、第一同じ一つの公共団体でありながら、町村長系統と委員会系統とがとかく調和がでなかつたこと、また同じ國民に對する教育でありながら、県の間の連絡がとれなかつた、中央との連絡がとかく疎遠でありました。この間横須賀の追浜で四十二人の子供の頭を竹でなぐつて、中には血が出て泣いて帰つたといふ子供があるのだが、文部大臣、

これをどうしたらいいかということ
は、はなはだ戸惑うのです。やはり幾
らか縦の連絡もなければならぬとい
う、この連絡調整をはかったことが一
つ。それから今日の情勢で、直接選挙
だけが中立を保つゆえに、なくして、
真の中立を保とうと思えば、同じ
党派のものが委員会を独占しないよう
なふうの制限をつけて、それをつける
のだったら選挙にこういう制限はつけ
られませんか、そこで世間でいう任
命制であります、任命というものは
昔の言葉で、選定制といった方がほん
とうはそれの方がいいのです。町村長
が議会の同意を得て選定する制度を持
つ。それから委員の数も、今まで果は
七人、町村は五人と規定しましたが、
小さい町村では三人でよからうとい
うて簡素にやりました点、実際のい
うてこれはわれわれ本を讀んでやっただ
けでございせん、多くの経験を集積し
て、この方が妥当だろう、こういう結
論に到達したので、やはり進歩と思
います。決して退歩ではございせん。
○辻原委員 進歩が退歩か、だんだん
議論をしていきますとわかつて参ると
思ふのでありますが、あなたは先ほど
教育委員会法制定後に設けられた学校
教育法であるとか、その他の法規の中
に、必ずしも理念的な目的を明示して
いないものもある、同様この法律
はそういう従来の第一条を削除して
も何らその取扱いは変らないのだ、こ
ういうふうに申されました。またあ
とでつけ加えられたように、この学校教
育法の第十八条では、いわゆる学校そ
のものにおける教育理念というものに
触れておる。私はあなたがお考えな
さっていられるように、この教育委員

会制度というものの取扱いを、立案の
当初に当って他のいろいろな法律より
も——法律には重要でない法律はあり
ませんけれども、しかしながら新しく
これによって大きな教育改革を行うの
だという、そうしたウエイトをかけた
法律であることを考えると、今あなた
が言われるような程度の認識でもつ
て、この委員会法が作られたものであ
るというふうには理解をいたさないの
であります。少くとも教育行政組織と
いうものが日本の教育の民主化の支柱
であるという見解のもとに、従来のい
ろいろな誤まり、欠陥というものを大
きく一掃する意味において、目的とい
うものをきわめて重視してこの法律の
中に盛り込まれてきた、私はこういう
ふうに理解をするのであります。そと
に私とあなたとの一つの認識の相違があ
る。あなたは教育委員会法というもの
も他の法律と何ら変らない、その法律
が目的とした、提案者が意図したウ
ェイトというものについては何ら考慮
なさらないでお考えなさっている点
に、従来の委員会制度のあり方とい
うものを重視せられていられる原因が
あるのではないか、こういうふうには
理解をしておりますが、それに対する
御見解はどうでありますか。
○清瀬國務大臣 少しも軽視をいたし
ておりません。

それからもう一つ前のお答えに少し
またつけ加えたいことがあります、
試みにこの法律の目次をざらに下さ
ると、第二章が教育委員会のことです。
第三章が教育委員会及び地方公共団
体の長の職務権限、第四章が教育機
関のこと、これは学校のことも入って
おります。第五章が文部大臣及び教育
委員会相互間の関係、それから最後に
雑則とありますが、この雑則は別とし
て、この四つのことがあるので、こ
れを総括するような説明的なものを置
くとすれば、前の法律のように委員会
だけのことをいっておつては足りない
のです。第四章に学校を含んだ教育機
関のことを書いておられますから、も
しかうなればやはり教育基本法第五
条のことも六条のことも書かなければ
ならぬ、あるいはまた教育の方針に
第三條のことも書かなければならぬ、
また政治教育に関する第八條も書か
なければならぬので、やはりこの法律
全体の総則にそれを書くとしたら、
基本法全部を書くのが一番安全です。
全部を書くなら、これは法律として
あるのですから、書かぬと同じこと
で、教育基本法を守つて地方の教育
委員会なり教育機関なり文部大臣が
活動するということでありまして、こ
れはむしろ書かなくてはならないこと
ではないか、いいのじやございせんか、
よく御研究を願ひたいのでありま
す。私は心から、何も地方の委員会
を軽視する考えは少しもございせん。
○辻原委員 そういふ詭弁を弄される
ところに、私は非常に軽視している点
があると思ふのであります。それは従
来の委員会法でも、その目的という
ものは基本法全体を受けたものです
から、あなたの議論のように第一條を
書くならば、従来のものだってこれは
全部書かなければならぬ。ただ違ふ
ところは、これは地方教育に関する
行政組織を中心にして、その場合に
行政組織を作るに当って従来の反省
を立て、いかなる考えでもつてこの
委員会を作らなければならぬかとい

ところから、私は第一條が生れてきた
ものであると認定するわけです。す
から今あなたが書かなければ全部書
こう、こういうふうに言われるけれど
も、一番肝心なものについてそれを強
調して、その筋を違へないようにな
して教育行政をやるということが委員
会法提案の骨子であり、また委員会
制度を制定した根本の考え方である。
そこで私はそういう議論を繰り返
すよりも、同時に翻つて、あなたはこ
の委員会基本法を何ら無視するもの
ではありません、また現行の教育委員
会制度を軽視するものではございせん
と、こうおっしゃる。ところが私ども
が理解をいたしております現行教育
委員会制度のあり方、これはやはり制
定された当時の国会における政府
の提案の理由また質疑応答によつて
わがまました当時の記録、こういう
ものによつて、私どもはその目的が
この条文に出てくる精神を裏づけて
いるものである、こういうふうには
考えますので、それについて若干お
伺いをいたしますが、まず当時の提
案理由を私は精読してみます。それ
には当時の文部大臣が、この委員
会法の提案に當つて最も重要な点
は三つある、ことを強調いたしてお
ります。以上三つの眼目が本
法案制定にあたりましてとられた
基本方針であります。どう書いてあ
る。その三つの眼目は一体何かとい
うことがそれまでの述べられてくる
のでありますが、そのうちの第一は、
当時の速記録によつて見ますと「ま
ず、教育行政の地方分権」である
としておる。そして「地方分権とし
ては、都道府県、市、東京都の特
別区、人口

一万以上の町村及び特別教育区に、
それら原則として、権限上一般行政
機関から独立した教育委員会を設
置して、その地域の教育に関する責
任行政機関といたしまして、従来
国が教育内容の細部にわたるまで
規定し、かつこれを監督していた
態度を改めまして、教育の基本的
事項のみを定めて、これが實際
上の具体的運営は、これら委員
会の手にかねることとしたのであ
ります」とございせん。(変つてい
ない、その通りだ)と呼ぶ者あり。そ
れを改めまして、私はさういふ
改めがなくてはならないと思ふ。こ
れが改められておると理解せざる
を得ないのであります。その通り
であります。これくらゐがわから
ぬならば、私は文教委員の資格が
ないと思ふ。すべての権限はあげ
て教育委員会にゆだねる、そして
地方分権であるという趣旨が第一
の眼目であり、基本方針である
としておる。次は何かといへば、
「前述の地域に設けられる教育委員
会の委員の選任方法は、一般公選
としたこととして、地方住民の教
育に対する意思を公正に反映せし
めることとして、教育行政の民主
化を徹底した」として、従つて地
方民の代表者の手によることにな
るわけでありまして、これを第二
の眼目としておる。次には「最
後に、教育の本質的使命と、従つ
てその運営の特殊性に鑑みまして、
教育が不当な支配に服せぬため
には、どうして主権を保つやうな
制度的保障を必要といたします」と
書いてある。その制度的保障の一
つとして「教育委員会は、原則
として、都道府県、または市町村

における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのでありまして、直接国民にのみ責任を負って行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することにいたしました。こういうことなのであります。(同じことじゃないか、その通りだよ)と呼ぶ者あり。この考え方が、現行の教育委員会制度の最大眼目としたところである。同じことではないかという方が、その中の一点の眼目である公選を任命に切りかえておるといふことは、これは明らかに異なる事実であります。

そこで平場の意見は別といたしまして、大臣の御意見を私は承わりたいのであります。この三つの点が進歩したとあなたがたが考へる考へ方、現行の委員会制度を尊重いたしまして、教育基本法を尊重いたしまして、今回の改正案はただそれを進歩させたものでありますというわけですが、そこに私もまたこの法案に対して、少からぬ疑問を持つ方々の大きな反対理由があると思ふのです。一体いかなる形においてこれらの点が進歩しているかという点について、私はもう少し具体的に御説明を賜わりたい。

○清瀬国務大臣 そのときの森戸文部大臣の説明は、今あなたがたでお読みにになりましたが、もう一つ簡単に言えば、第一は独立性ということ。第二は民主性ということ。第三は自主性ということ。どう言っていると思ひます。第一の独立性ということとは、それはいいことなす。しかしながら、一つの国の、日本のような同じ言葉を使つて唯一民族の地方教育でございませう。法律でも、国民全般に対して責任を負うのですよ。その村に

対して負うのじゃないのです。国民全般に対して責任を負う。地方教育というのは、独立という言葉はやっぱりであつても、やはりほかの方と摩擦などが生じてはいけませんから、横には町村長と連絡もし、縦には府県、文部大臣と連絡もし、そうして穏やかに教育をやつていく、こういうことは私は進歩と思ひます。何も一つの原理だけを突き通すということが国の政治じゃございませう。そこが学者先生と私と意見が違ふのです。独立だからといって、個々別々に小さいからに入つていくというところは、そうじゃございませう。やはり市町村は一つの公共団体である、住んでおる人は一つの地域社会ですから、村長を敵とし、あるいは公安委員会とは別々であるし、何か違ふ、教育委員会だけは別天地だというのはこれはよくないので、ふんわりと一緒に連繫することがよろしいのです。

第二の民主性というのは、必ずしも直接選挙そればかりが民主性じゃございませう。一番民主国のアメリカの大統領も直接選挙じゃないのです。でありますから、直接選挙で信任する町村長と直接選挙によつた町村議会とが寄つて、なるべくは村内ですが、広く日本国内からも集めていいので、いい教育委員会を一つ選ばうじゃないかといつて仲立ちをしてやるといふことも、私は退歩じゃない、進歩だと思ひます。

自主性ですが、これは全く自主性を明白にいたしておられます。第二十三条と二十四条を見てごらんない。二十四条は村長のことなんです。村長より先に全般的に教育委員会の権限をどつと広くやつて、ただししかし町村長は一つの法人、公共団体の代表者ですから、

第三者に対して権利義務の主体として契約をすること、不動産を取得すること、登記所において登記すること、これを一般の民法の原則のようにその代表者にまかしてあるものであります。教育の自主性はもっとも妨げられておりません。きのうから教材のことやかましく言われましたが、教材についてはこの教育委員会の方で規則を作るといふので、非常に自主性です。村長が作りはしません。きのうからいろいろ議論がありましたが、教育委員会に力を与え過ぎるというあなたの方の論です。すなわち委員会の力はよけい進歩しているわけですから、でありますから、この三点とも森戸さんの時代よりは五年間の経験によつていい法律ができつつあるのであつて、喜んでいただきたと思つてゐるのであります。

○辻原委員 三点の問題について当時よりもはるかに進歩をしたということですね。

○清瀬国務大臣 その通りです。

○辻原委員 私どもがこの点を重視する理由は、日本の過去の教育が、スムーズに国民全体のものとして今日まで発展をしていっている形態をとつておるならば、それは大臣の議論もあるいはそうであるかも知れませんが、しかし問題は申し上げるまでもなく、こういう委員会制度を作りなさいは従来持つていなかった教育基本法という、教育理念を法律化したというより大きな転換を来たした過去の教育とは転換を来たした。そして将来にわたる日本の教育の理念というものを——教育の理念というよりも国家的な理念というものを少くとも置きかえた、そういうふうな前提に立つて、またそうしなければならなかつた反省に立つて私は論じておりますので、その点については、これは大臣の御説明を了とするわけには参りません。なぜかと申せば、まず、今大臣は独立性と自主性、この点について抽象的議論を排しまして、問題は、あなたも少くともお考えになつておられるだらうと思ふのだが、一つは、だれとの関係かといへばこれは国との関係であります。地方の教育は地方住民の手にとり原則、従つてそれに対応するものは国であります。だから、国と地方との関係といふものはどういふものでなければならぬかという原則的な事項が基本法によつて定められ、また教育委員会によつて定められておる。その間において、国との関係において自主性、独立性といふものを保ち得たかどうか。保ち得ている点がさらに明確になつておるかどうか。さらに明確になつておるとするならば、それは進歩でありましょう。いま一つは、あなたは穏やかにまとまつたという表現をされた。それからふんわりとふんわりといふことはどういふことかわかりませんが、ともかくふんわりとどういふのですか。町村それから都道府県、それをふんわりとまとまるといふにしたらんだ。その言葉の中にも現われておりますように、教育委員会というものの対応する一つのものは、これはやはり町村長に対して、ないしは知事に対して、一般行政に対応するもの、それから国に対応するもの、この二つのものに対して少くとも国の秩序、行政といふものを根本的に破壊しないといふことを前提に置いてその自主性、独立性といふものを、これを強調しているのが現在の教育委員会制度である。

なぜ少くとも国民もそれがきわめていい方法であるとし、諸外国の指導も甘んじて受け入れる態勢にあつたかといふことは、これは私は当時のいろいろの文獻によつて——あなたは多分東条さんの弁論をされたのでどうかかわりませうけれども、今日重要な立場にいらつしやる方たちの論説あるいは見解をいろいろ探つてみましても、そういうことが具体的にまたきわめて強烈に表現されている。一文を一つあなたの御参考供して見ますと、現在最高裁判所の長官である田中耕太郎氏が書いた文でありますが、その文の中にはこういうようなことが載つております。これは当時の文部省の、今日もまたこの中にいらつしやる人がたくさんおる。ちなみに名前をあげてみますと、当時の初局長の辻田さんが監修しておる。それから相良という人、この人は最近まで総務課長をして、今四国のどこやらに行つておると思ひのであります。それから天城、宮地茂、安達健二、野田浩二、これらの人の共同執筆になる教育委員会、理論と運営」といふ本の中に、この田中耕太郎氏のあれが載つてあります。私が今名前をあげた人は、今日文部省の重要な地位にすわつておられる人もあるだらうと思ふ。これらの人が共同執筆をし、当時の責任者である初局長が監修をして、さらに現在の最高裁判所の長官である田中耕太郎先生がその「教育委員会、理論と運営」といふものに対して賛意を表されて寄せられた文であります。時間をとつてはなはだ恐縮であります。大臣の御参考供するのために申し上げてみたいと思ひます。「明治以降のわが国の教育行政の状況はど

うなっていたか。教育は中央においては、文部省の官僚的な監督のもとに呻吟望息していたとともに、地方においては地方長官の同じく官僚的な支配に服せしめられていた。そうして中央地方ともに、それが政治的激流の侵入による影響を免れなかったことも周知のごとくである。」と書いておるのであります。そこで田中耕太郎氏は「特に、地方教育界の元老である中学校の校長諸氏が、自分の教員格の、年令三十才に満たない、教育については全く無経験な、出世の段階として単に数ヶ月ぐらしか在職しない青年二才の尊大横柄な態度に、内心のふんまんを押えながら、表面は唯々諾々としてその順使に甘んじ、その結果として自然去勢され、卑屈になっていく情ない状態についてたびたび聞かされた。また私は某県において選挙の当時一校長が候補者使用中のゆえをもって講堂を選挙演説場に貸与することを拒んだことを理由として、その候補者が県当局に強請し、その校長を首にした話を耳にしたことがある。かような事態はわが教育界の普遍的病弊となっていたといつてよい。私はかかる事態に直面して、トリストイとともに「余は黙することを得ず」との叫びを發せざるを得なかつた」と書いておるのであります。このことは何を意味するかといえ、過去の教育が地方の教育に対して不当な干渉をしたといふことに對する全国的な、一般的の病弊を根絶しなければいけないといふところに、國に對して自主性、獨立性を強調する教育委員であるといふものが現われてきたものであると私は理解してゐる。さらにこれは當時の辻田初中局長の答弁を見ま

すと、あるいは當時の森戸大臣の委員会における答弁を見ますと、一体かほどに地方分権をして、自主性、獨立性を國に對して持たせなければならぬ根本理由は何か、こういう意味の問に對しては、その最も大きな根源は官僚支配にございまして、あるいは軍部の圧迫にございまして、今日の狀態においては起つてきておりません。將來はわかりませんが、清瀬さんがおっしゃられるような憲法改正が行われて、漸次その軍備態勢というものが強化された際においては、どういふことが起るか予測できませんけれども、今日の段階においては軍部の介入、軍部の圧力というものはございせん。しかしながら官僚の二つの力というものが、これは皆さんを前に置いてはなはだ恐縮でございしますけれども、私は個人を申し上げておきます。官僚といふものが存在していることは事實であります。そこでこの官僚支配といふものを教育の上から払拭することが自主性を保たせるゆえんでございましていふに力説をしていらつしやるのであります。これを今度の法律で、大臣の御説明の言葉を借りて申しますと、そういうことはございせん——私がここで質問を切つて尋ねますと、おそろくそういうことではない、國の責任を明確化することおっしゃるに違ひないと思う。ところが、時間を省く都合上大臣の答弁も私は申し上げますが、（笑聲）そこで大臣というよりも、教育に對する國の責任を明確化するという言葉を吟味いたして参りますと、問題は國といつても抽象的なもの、大臣といつても、きょうあつて、あすはわかりません。清瀬大臣今は

ごりつぱであられましても、党内事情によつてはあすはわからないのであります。ところが依然として長く教育の實際の権限を握るのはやはり行政機關に屬する——言葉はいいか悪いかわかりませんが、一般に言つておりますから私も申し上げますと、文部官僚といふことであります。ですからそれは國の責任の明確化、言いかえてみれば、それは文部官僚の権限の強化といふことにすぎないのであります。そういういたしますれば、ここで今あなたがこの法律でもとかく國と地方の關係で、もう少し國も責任を持たせるようにしなければいかぬといふことは、當時において質疑応答の中に明瞭となつてゐる。國の権限を強化することは、民主的な教育の方向ではない、これは逆行しているといふことは、大臣のお孫さんにおいてもよくわかられると思ふ。この点いかがでございしますか。

○清瀬國務大臣 今御引用の田中耕太郎君その他合作の本は、私読んでおりませんけれども、今御引用の限りにおいては適切なことと思ひます。それを發行したときは、それだけの意義がなければ、なかなか旧教育から新教育への切りかえはできませんので、いい本だと思ひます。けれども、辻原さん、おおよそ改革をする時分には、非常な力で引くものであります——それはフランス革命のようなことは別ですけれども、そのときの熱情でやると、引つ張り過ぎることがあるのです。そこで兩三年の冷却期間で少しこれを修正するといふことは退歩じゃない、進歩です。外國ではどうか知りませんが、わが國は何しろ一民族一國家の國でありますから、教育制度を日本に持つてくる場合においては、このくらいのこ

とはいひので、私はこの間ロンドン・タイムスの記者に会いましたが、大體今度の案は、イギリスの案に非常によく似てきたといふのであります。シューパーインテンデント、つまり教育長を政府が承認する、文部大臣が承認する、向うもそうなつております。それから必ずしも選挙でなくてもカウンティの委員はきめる。また英國とわが國との國情もよく似ておるので、ことに議院内閣制を今度やつたのですから、このくらいのことにはちよつと引き戻すといひます。修正を加えたのは、當時敗戦後まだ東京の焼け跡に煙が上つておつたような時分に、田中耕太郎君のような熱情家がこういうことをされ、森戸君のような進歩主義に徹した大臣がこういうことをやられたのは、當時としては英断、果敢でよかったと思ひますけれども、五年間の冷却期間を置いてつと考へてみますと、今回のように改めることが日本人のためでございします。私は心からそれを信じております。あのときは民主革命といふような言葉もはやつたのですけれども、このままにこれを長くやつていくといふことは、民族のためではございせん。これだけの修正をやるのはいいのです。

○辻原委員 大臣の御表現によりまして——これは大臣の信念でありますから、私は人の信念に對しては、それはいいけないとか、それがいいとか、そういう尊大なことは申し上げませんし、そういう権限もないでありません。ただしかし、大臣の表現された今の信條が、私は率直だと思ひます。そういうふうに率直におつしやればいい。

どっちかということも明瞭にしなければ、同じ方向にこれを引っぱっていくのか、それともちよいとよりを戻すのか、その点は、これは基本的な問題ですから、その点を確認してよろしいかどうか、大臣におっしゃっていただきたい。

○清瀬國務大臣 率直に申し上げます。引っぱり過ぎたというのは、当時の情勢として、森戸君、田中君のほか、社会的にも一つの力が加わって引っぱり過ぎたのです。ゼネラル・マッカイサーです。(笑聲)でありまして、今日独立して時間のたったことと一つ、日本人が自覚を取り戻したという点とも一つです。もう一つ、たとえて言えば、いい洋服であったけれども、レディメイドなんです。からだに合うようにこれを少し改造する。肩がこらぬように、ほどき直すとかが、首が大きい過ぎれば首を詰めるとかいったような修正というものは、私は賢い者はすべきものだと思ふ。政治というものは、國民が大工なんです。制度のためは、國民が良くなる。国民のための制度なんです。日本民族によく合うようにするということは、進歩であつて、退歩ではないのです。

○辻原委員 そういたしますと、結局大臣がこの法律を提案された、またこの法律の性格というものは——当時さあ行こうと、田中さんや、その他当時の國民の大多数のものが勇んで情熱に託していったばかりでなしに、片方においてはゼネラル・マッカイサーがその強烈な圧力をかけたというわけですね。そこで上ったものはレディメイドであつた。こういうことで日本の國情にそぐわないという結果を來たし

た。言いかえてみますと、この法律もやはり占領行政の是正にある、こういうふうには私は承わつてよろしいかどうか。

○清瀬國務大臣 それは私のこの法案説明の中にも言つております。何分占領中早急の間にできたものだから——それだけが唯一でございませぬ。しかしそれは今回改正を思い立った動機のおもなものでございませぬ。

○辻原委員 そこで私はもうちょっとその問題を突っ込んで大臣の御見解を承わつておきたいのですが、占領行政の是正といふことは、いかなる民族もそうであると思ひますけれども、これは民族感情に非常にピンとくる表現であります。それが高すると、これは排他的な民族感情をそその結果になる。だからこの言葉を使われる場合には、非常に慎重を期さなければならぬというふうには私個人は考へてゐるのであります。しかし今大臣が言われた言葉のその心算というものをもう少し明らかにしておいていただく必要がある。というのは、よく言われるのであります。現に私たちが使つてゐる洋服にしろ何にしろ、おそ今日われわれが着てゐる生活、これが文化的と言へるかどうかわかりませぬけれども、昔よりは文化的、その生活は大なり小なりやはりこれは諸外国から入つたものである。また日本の憲法にいたしたくても、議會制度にしても、日本本来のものではないはずであります。日本の法律もまたこれは明治初年にドイツあるいはフランス、こういう方面から学びとつてきたものである。それらのすべてのものがもろもろ占領という状態とは違ふけれども、しかしなが

らわれわれは身につけてゐる。ところが占領行政だからといふことは、外國のものを押しつけられたから、外國のものをわれわれが唯々諾々としてつづけるからいけないという觀念に結びつけやすい。そうでなしに、もろもろ占領行政といふものは、われわれ民族の好まざるものであつたことは事実であります。そういう状態を欲すると言ふものは、日本民族だれ一人ないだらうと思ふが、しかしわれわれが学びとつたいいものまでも、その占領行政という名に藉口されてこれをついばんでしまわれるといふような結果が起れば、これは後退である。そこでその点を明確に大臣のお考えは區別せられてゐるだらうと思ひますが、念のためにその点をお伺ひいたしてみたい。

○清瀬國務大臣 今辻原君のおっしゃつたことはきかめて穩健なお考えで、私その通りに考へております。大賛成です。われわれ日本人はやもすると民族感情にかられ過ぎる民族であります。それから、占領中だから悪いといつて、玉石ともに焼くようなことをしてはならぬ。よいことはやはり保持しようといふので、教育委員会という、一つの同じ公共団体の中に二つの執行機関といふものは本来なかつたのだけれども、やはりこれはよからうと思つて保持いたしてゐるのでございませぬ。それから昔は教育を監督しておつて、明治五年以來勅令で教育法を作つて監督しておつたけれども、やはりこれは國民の權利に關することだといつて、教科書も教科書法といつて立法事項にありませぬし、大体いいと思つたことはことごとく保持いたしまして、これは行き過ぎだといふところまでを

修正してあるのでございます。全体、教育委員会法といふか、あんな法律は、七十年間なかつたものです。それをやはりこの通り保持いたしておる中で、感情にかられることなく冷靜にまた賢明に日本の教育の振興をやりたい、こういう考へでございませぬ。

○佐藤委員長 清瀬文部大臣が臨時閣議に出席されますので、午前の會議はこの程度とし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時三十三分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。質疑を続行いたします。

野原覺君。

○野原委員 午前中同僚の辻原委員から、第一条につきましてお尋ねをいたしたわけでございしますが、それに対する大臣の御答弁を私は拝聴いたしておりました。依然として私の疑点が解消をいたさないものであります。そこで私は少し方面を変へまして、第一条についてお尋ねをいたしたいと思ひます。それは、第一条は「地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることとす」と。これがこの法律の趣旨であるかと思ひます。この法律の趣旨であるかと思ひます。ところが讀んでみますと、「この法律は、教育委員会の設置、」とこまではわかるのですが、その次に「学校その他の教育機関の職員的身分取扱その他」と特に抜き出してゐる。この法律は、つまり大臣の御答弁によりまして、この法案はもとより地方教育行政の組織及び運営に關する法律案でございませぬから、「この法律は、教育委員会の設置、」その次に「地方公共団体における教育行政の組織及び運

營の基本を定めることを目的とする」、こう讀めばすっきりしてゐるのです。特に「学校その他の教育機関の職員的身分取扱その他」と、このことを特段に引き出されたのは、よほど何かの理由がなければならぬと思ひます。この点に對する大臣の御見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 これは「教育委員会の設置」が一つであります。それから「学校その他の教育機関の職員的身分取扱」が一つであります。なおそのほかに「地方公共団体における教育行政の組織」とも一つであります。またこれ全体にかけて「運営の基本を定める」、こういうことでありまして、別段他意はないのであります。

○野原委員 「地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本」、この中に「学校その他の教育機関の職員的身分取扱その他」ということ一切が包含されるのでございませぬか。教育機関の職員的身分取扱だけを特段にうたつてゐるわけですか。この目次を見ても御承知のように、第二章は「教育委員会の設置及び組織」となつております。第三章は「教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限」、第四章は「教育機関」、第五章は「文部大臣及び教育委員会相互間の關係等」となつてゐる。特に「教育機関の職員的身分取扱」と目的ともいへば第一章の法律の趣旨の中に、このことだけを引き出された理由があるはずで、そのことをお尋ねいたしておるわけでありませぬ。

○清瀬國務大臣 あなたがその目次を見て下さつたのでよくわかるのであります。ここに書いてあることの大体は目次に示してありますが、これを縦に

書いた文章にすれば第一条のようになるのであります。

○野原委員 どうも、わかるだろうと言われども一向わからぬのであります。これは緒方局長からでもよろしくうごさいますが、事務当局の見解をお尋ねしたい。

○緒方政府委員 これは御説の通りに、地方公共団体におきます教育行政の組織運営の全般にわたる問題につきましまして、その基本を定めた法律でございまして、その中でここに取ら出して書きましたのは、おもな事項をここに

出しまして、「その他」でしぼっておるわけでございまして、「教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員身分取扱」、これは非常に主要な事項でございまして出したわけでござい

ます。その他先ほどもお話しございましたように、目次にあります全般的事項について、その基本についてきめた法律がこれだ。これを示したのが第一条の趣旨でございまして。

○野原委員 そうしますと、「学校その他の教育機関の職員身分取扱」がこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の最も主要な点だ、それと「その他」一緒にして「地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本」ということになるのだ。最も主要な点は「学校その他の教育機関の職員身分取扱」、ここにあらうのだ、この点が実は最も力点を置いてこの法律を作ったゆえんのものだ、こういうことになるわけでございますか。

○緒方政府委員 これは、ここにありますが内容を構成しております。すなわち事項も、相当な大事な問題だと存じます。「教育委員会の設置及び組織」

あるいは「教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限」をきめまして、これいすれも主要な事項でございまして、そのうちこの第一条としましては、そのうちこの教育委員会の設置と職員の身分取扱、これを取り出して一応書きましまして、その他の事項全般にわたるものであるということを書いただけであります。この法律としましては職員身分取扱の問題は相当重要な問題でございまして、これが一番大事なものだという趣旨でござい

ません。

○野原委員 では大臣にお尋ねしましょう。今事務当局の見解は大臣もお聞きの通り「学校その他の教育機関の職員身分取扱」、これだけが特段に重要でないのだ、「その他」も重要なのだ、実はこの第一章から第六章まで書かれておること一切は、この法律の内容であるから、それがどうだということではない、こういう初中局長の見解であります。私も率直に言ってその通りであろうと思う。そうだとすれば、なぜこの第一条にすなわち文句を入れるのです。こういうものだけを特段に入れるから体裁がおかしくなるのだ、私は入れる必要はない、第一条は「この法律は教育委員会の設置、くわいてま

る教育行政の組織及び運営の基本を定める」と包括的にうたい上ぐべきものでございませうか、これはどうなっておりますか。これはあなたの方で全くの落度である、そう言えばそうなんだということでしたら、率直にそのようにおっしゃっていただきたいのでござい

ます。

○清瀬國務大臣 この第一条はやはり

必要の条文であり、きわめて適切に書かれておると思ひます。

○野原委員 そういう突っぱね方をいたしまして、私もまた執拗に食い下らなければならぬ。

この第一条というのは私どもに言わせると全く意味がないのです。実はこの法律の題名が地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、そういう法律なんです。ところが第一条をどんなにしさいに吟味しましても、この法律は「地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする」という言葉に尽きるわけであり

ます。これは大臣も、私も同僚の諸君が何回もお尋ねしておるのに対しまして、現行の教育委員会法は理念的な目的を明確にうたておった、ところがこの理念的な目的は教育基本法の第十條にうたておるから必要はないという答弁をしておるのであります。ところがその答弁にも非常に問題があつて、数時間になつてこれと同僚諸君が追及いたしてあります。何となれば教育基本法第十條の理念的な目的というものは、この法律全体からいって実は根本的に否定をされておる。これが私どもとあなたとの根本的な意見の食い違い、意見の相違なんだ。基本法の第十條を考へて実はこの法律を作つたのだといひますけれども、基本法の第十條の精神をほんとうに生かそうとするならば、任命制ではだめだし、あるいは教育委員会の予算上における二本建の問題も考慮しなければならぬし、特に文部大臣の地方教育行政に關与するこの関与権だけはやはり何とかしてブレーキをかける必要がある。ところがそれが依然として考えられてい

ない、従つて教育基本法第十條の目的というものは考えられていないので

す。この法律のどこを探しても考えられてない、考へておるというのは全くの詭弁なんです。私はこの問題はこれ以上蒸し返しません、第一条は死文そのままで、全く意味がない。どうい

う法律の趣旨なのかわからぬ。この法律の題名を繰り返しただけなんです。こういうふうなうたい方も、理念的にも問題があるばかりでなしに、法律技術的に相当問題点ではないかと私どもは考へるわけであります。

そこでもう一点第一条で「教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする」といふ、一体基本とは何ですか、これを明確にしてもらいた。教育行政の組織及び運営までは私はわかる、「運営の基本」とは一体どういうことなんですか、これをお教へ願ひたいのです。

○清瀬國務大臣 基本という文字は日本の現行法規にもありまして、教育基本法という法律があります。すべてその組織のおもなことを基本といつてお

ります。

○野原委員 教育基本法の基本でございませうか。教育基本法は教育の基本ですが、またその上に基本といふことをいつておられますから、どうも明確じゃないのですが、これはどういふことになるのですか。

○清瀬國務大臣 基本は基礎となり本旨となることとあります。で、日本の戦後の法律は、ほぼ同時代にできましたものは、同じ用語は同じように御解釈願ひたい。現行の地方自治法の第一條にも「地方公共団体の組織及び運営に關する事項の大纲を定め、併せて国と

地方公共団体との間の基本的關係を確立する」とあるのです。基礎、根本といふことが基本であります。

○野原委員 基本というのは文字通り解釈いたしますと基礎、根本、基本の基は基礎の基であり、本は根本の本なんです。私はそういうことは尋ねておりませんが、地方教育行政の組織及び運営の基本は、私どもにいわせると、これは教育基本法だと考へられます。間違ひでございませうか。教育基本法が地方教育行政の組織及び運営の最も基本になるものだ、こう思ひますが、大臣はいかがお考へですか。

○清瀬國務大臣 教育基本法は教育全体の基本であります。教育の目的もあり、機会均等のこともありまして、それから不当の干渉を受けないという教育といふものの基本です。今回はそのうちの一部分の地方行政組織及び運営の基本なんです。

○野原委員 どうも答弁が私どもに納得できないのであります。あなたは午前中の辻原君の質問に対して、実は教育基本法の全体が、基本法に盛られておる十何條かのこの簡単な文句が、地方教育行政の組織及び運営のこの法律の總則ともいふべきものである、理念的な目的をなす書かぬかといふ私どもの質問に対して、それを書くといふことになれば教育基本法はみな書かなければならぬじゃないか、こういうことを仰せられておる。そういうふうにあなたがおっしゃるから、やはりあなたも教育基本法が地方教育行政の場合におきましても基本だと考へていらつしや

ることは間違ひない。その点は私も

もそう思ひます。ところがまたここに基本といふことを特段にうたわれるも

のですから、一体あなたは教育基本法は最も根幹の根本という言葉をよく使われませんが、そういうものであつて、ここに規定されておることはその根幹の根本とまではいふけれども、やはり土台になるものだ、こういうふうに私も常識的に解釈したいと思ひますが、その通りですか。

○清瀬國務大臣 基礎というのは建築でいえば下の土台の石です。その上に立つた大きな柱が根本です。運営の基礎、根本、こういうふうにお考え願ひたいのであります。

○野原委員 この点はどう考えて下さいとお願いされてみましたが、考えようがありません。しかしこういうことで押し問答しても益がございませぬから、私は次に進みます。

第二条については、これは簡単な条文でございましてから特段に問題は提起いたしません、第三条は相当問題のある条文でございまして、第三条「教育委員会は、五人の委員をもって組織する。ただし、町村の教育委員会に於ては、条例で定めるところにより、三人の委員をもって組織することができ」とあります。そこでお尋ねをいたしますが、三人の委員をもって組織されるような教育委員会とはどういう教育委員会を想定しておるのでございませぬか、お伺いします。

○清瀬國務大臣 人口、面積等の比較的小さいものが、五人を持たずして三人でやろうという条例を作るであらうと思ひます。

○野原委員 そういたしますと、これはさきの条文に關係があるわけでございますが、三人の教育委員会というところになれば、そのうちの一人が委員長

になる、そうして今度残された二人のうち一人が教育長ということもあり得るわけですね。そうすると、平の委員は一人ということになるのですが、その点いかがですか。

○緒方政府委員 これは三人の教育委員会にありましては、ただいま仰せのようなことになり得る場合がございします。しかし委員といたしましては、三人とも委員でございまして、三人の委員で組織された合議機関であることには変わりはないと思ひます。

○野原委員 教育委員会をなぜ設けたのかということに対しては、事教育行政は重要であるから独任制の機関であつては間違ひを起しやすし、相当影響もあるから合議制にしたのだということが、やはり教育委員会を置いた趣旨に關する大臣の今日の答弁であります。なるほど委員が三人おる場合には三名とも委員でございませう。しかしながら、その中の一人が委員長ということになると、委員長は平の委員と違つた特別の権力を持つてくる。特に今回の教育委員会法を見ると、これはあとで指摘いたしますが、これは随所に出てきておるが、可否同数のときには委員長に決定権があるのです。それから委員長は現行教育委員会法にないところの、教育委員会を代表する権限を持つておる。代表権というものが出ておるわけですね。代表権があり決定権があるという、しかも会議の招集も委員長だ。この招集については問題がございましてから私はあとで申し上げたいと思ひますが、こうなりますと、一体三名の場合に一人が委員長、他の一人が教育長、そうして平の委員は一人だということになれば、この平の委員と教育長を兼ねた委員と委員長を兼ねた委員、この三名の委員の間の力のバランスというものは非常に不つり合ひでしよう。この点は大臣、お認めになりますか。

○清瀬國務大臣 會議を開くときは委員長と委員でございまして、三人寄れば必ず合議体は成立するのであります。昔から三人寄れば文珠の知恵で、一番いい合議体と思ひます。

○野原委員 私は三人寄れば文珠の知恵ということをお聞きしておるのじゃない。(笑)私は少くとも三人制の教育委員の場合には、三人が同等の力を持つておるならば合議制というものの意味が成り立つのです。ところが、一人の委員は委員長という非常に実力を持つておるのです。そうして片方のもう一人の委員は、教育長というこれまた何といつても実力を持つておる。そして残された一人の委員だけが平委員、これは力がなないのである。こうなると、合議制というものは三人が対等で話をして、対等の力を行使する場合に合議制の妙味が發揮されるのであつて、力のアンバランスということになれば合議制でないのです。これはどこかのだれかその力を持ったものが、独裁をやるかあるいは専行するかというところになるじゃないですか。そうなると、あなたが教育は大事だから合議制にするんだ、独任制というものは承知できないんだというこの趣旨から見れば、第三条のこの三人の委員をもって組織された教育委員会の場合にはあり得ないのじゃないか、あなたの趣旨が生かされてないんじゃないかというところを尋ねておるのです。もっと的確な御答弁をお願いしたい。

○清瀬國務大臣 三人のうちで、一人が會議の主宰者であつた二人が平委員ということとは、會議としてはいいことだと思ひます。もう一番人間の大事な裁判、場合によっては命まで失ふ裁判所も、一審、二審は三人でやっております。一人が裁判長だ、それが不公平だということはお聞きませぬから、やはり小さい村で三人で合議するって教育委員の仕事は執行なさるということとは、非常にいいことだと思ひます。

○野原委員 もう一つお尋ねしたいことは、この場合に委員長が教育長を兼ねても差しつかえないものかどうかというところでありまして、お尋ねします。

○緒方政府委員 別にそういう制限規定はございませぬから、そういう場合も起り得ることはあるものと存じます。

○野原委員 そうなりますと、委員長が教育長を兼ねた場合には、これは非常に強力な委員ということになると思ふ。教育長は常時教育の事務を執行する、委員会に於ける原案作成から何やらやる者が、これがしかも委員長なんですから、残りの二人の委員というものは平委員です。こうなれば、これは全く独任制の教育機関と同じ結果を招くおそれがあるのじゃないか。この点はあなたの方でこの法律を作る場合に、これは手落ちであつたと率直にお考えじゃありませんか。私はこうなると、合議制の機関というものを信頼できないのです。全く片手落ちだ、これは独任制と同じになりますよ。いかがですか、大臣。

○清瀬國務大臣 私は簡素な合議体としてはやはり三人でいいと思ひます。

○野原委員 大臣にお尋ねしますが、この三人の場合は市町村教育委員会に

なるうと思ひます。市町村教育委員会の場合は、教育長はその教育委員の互選ということになっておる。御承知でしようね、教育委員の中から教育長を出すというところになっておる。そうなる、教育長を兼ねた委員の力というのは平委員よりもあるかないか、まずそれからお聞きしましょう。あなたはないと言ひますか。

○清瀬國務大臣 合議体として合議する場合に、おのづかの一つの發言権と一つの表決権を持つておられます。ただしながら、委員長は可否同数の場合、もっとも三人ならば同数の場合は想像できませんけれども、委員長としての裁決権は持つことになりまして、世の中に、三人で合議をするということでは、民間における業務組織でも、組合でも、今言った裁判でもあつて合議体じゃないというわけにはいきませぬ。小さい村に於てはなるべく簡素にする方がいいので、これでよく目的を達することがあり得ると思ひます。

○野原委員 三名だから合議体であるとかないとかいうことを私は聞いておる。三名の場合に——それではもう一つお尋ねいたしましう。教育委員が委員長を兼ねた——教育委員の中から委員長を出すのです。委員長を兼ねた教育委員の力というものは、この法律ではどういうことになっておるかお尋ねします。

○清瀬國務大臣 會議を開いて、出席し、討論採決する場合は平等でございします。

○野原委員 あなたは平等のことばかり言うのですけれども、それじゃ委員長の権力、委員長はどれだけの力になるうと思ひます。市町村教育委員会に

持つておることになっておりますか。
この法律は御承知でしよう、それを
はつきり条文を指摘して、御説明願
いたい。

○清瀬國務大臣 委員長は會議を主宰
すること、外部に対する代表をいた
してあります。しかしながら表決権は
平等でございます。

○野原委員 會議は委員長が招集する
と第十三条には書いてある。委員は會
議を招集することはできないのです。
だから、自分の村に大へんな問題が
起った、これはえらいことだと考えて、
委員が委員長に會議を開いてくれと
いっても、委員長が、いやおれは會議
を開く時期じゃないと思うと突っぱね
たらどうにもならぬじゃないか。會議
を招集するということは、非常な権力
ではございませんか。この点をお認め
ですか。

○清瀬國務大臣 それは五人の場合で
も同様であります。

○野原委員 あなたのおっしゃる通
り、五人の場合でも同様なんです。
従って委員長を兼ねた委員というもの
は非常な力を持つてくる。このことを
認めるかどうかというのを言ってお
る。代表するとは、一体どういうこと
です。それじゃお尋ねしますが、これ
はあとで問題にしようとしたが、
第十二条によりますと、第三項に「委
員長は、教育委員會の會議を主宰し、」
會議を主宰するということは、會議の
取りまとめ役という意味であらうかと
私は思うのでございます。その先に「教
育委員會を代表する。」と書いてある。
一体「教育委員會を代表する。」とはど
ういうことですか。

○清瀬國務大臣 外部に対し、その団
体の意思を表明することとございま
す。また外部からの表明を受けること
とでございます。

○野原委員 団体に対して、これはや
はり法律上の代表という言葉の意味で
あらうかと思うのであります。外部に
対してその団体の意思を表明するのは
委員長でなければならぬのでありま
す。ほかの委員が表明しても、それは
その委員會の意思とは受け取れぬので
あります。これもまた大へんな権力で
しょう。同じ委員でありながら、委員
長でなければ意思の表明をすることも
できない。

それから第十三条においては、招集
権は委員長にあるのですから、他の者
がどんなにじたばたしても、委員長が
招集しないと言えは、それまでなん
です。しかももう一つは、可否同数の
ときは、委員長の決するところによる
のでありますから、委員長は委員とし
て数えられるとともに、最後の採決の場
合においては委員長が決定するのです
から、これも大へんな権力である。こ
ういうように委員長は非常な力を持
っている。その力を持つておる委員長
が、特に問題になってくるのは三人制
の場合であります。人数が少いもので
すから、それだけの力を委員長が持
ておる。しかもこの法律のどこを探し
ても、委員長は教育長を兼ねてはい
ぬという条文はないのですから、おそ
らく小さい村になれば、いろいろな便
宜の都合から教育長を兼ねてくると思
う。三人委員が出た、その三名の中で
特殊な人が委員長になり、教育長も兼
ねるということになれば、外部に対し
て代表するのは委員長——會議の招集
権、會議の採決権、しかも委員會にか

ける原案作成は教育長がやる。自分が
作って、自分が外部に発表する。會議
では形式的に相談したということには
なりましようけれども、実質的には独
任制と同じことになるのじゃないか。
実質的には何といつてもなるですが、
あなたはならぬと言わうかわからぬ。あ
なたの答弁は、ならぬと言えはそれま
でかわかりませんが、なるのじゃな
いのですか。委員長が教育長を兼ねると
いうことを許しておること自体
問題があると思わぬかということをお
尋ねしたいのであります。

○清瀬國務大臣 あなたのはだいい御
議論でございますが、表決権は平等に
あるのです。やはり合議体であります。
ちやうど裁判長と陪席の日本の裁判
制度が合議体であると同じであります。
す。もつともそのうちの一人が、委員
長はおれがなるのだといつて出しゃば
る、これはいけませんけれども、これ
も互選によつておるのです。どこに不
公平がありますか。もしそれが悪か
らうとするのです。もしそれが悪か
たら、五人の場合でも、七人の場合で
も同じことです。大か小か、程度の問
題です。

○野原委員 五人の場合には、教育長
の教育委員からの互選というところはあ
り得ない。これもまたあり得る場合が
起るかも知れません。大体におい
てそういう事態は少いのです。市町村
教育委員會の場合に、やはり問題が出
てくるのです。そこで教育長を——こ
れは傍聴しておられる方の中には教育
委員の諸君もたくさんあるようです。
あなたは、教育委員會の実態というも
のをちつとも知らないで、ただあなた
の党の一方的な人々の陳情だけを聞い

て作られたから、そういうことをお考
えかもしれないが、教育長というも
のは、やはり教育の事務執行者です。か
ら、非常な力を持つております。これ
が委員長と一緒になつたら、何とい
つても力があるのです。実質上は合議体
でなくなるのです。形式上は三名お
つて相談したということになるか知らぬ
けれども、自分が作った原案を自分が
一対一のときには採決する実力を持
つ。可否同数の場合には決定する実力
があるじゃないですか。これをあなた
はどうしても認めになりませんか。
私はもつと親切な尋ね方をすれば、教
育長というものは、教育委員の中から
互選すべきではなかつたという見解を
持つものなんです。しかしこのことは、こ
とではおきましよう。これは先で言
うとして、しかも委員長が教育長を兼ね
るといふこのことだけは考へておくべ
きではなかつたか。教育本来の合議制
の趣旨を生かす意味から、この点を考
へなかつたのはいささか手落ちでな
かつたかといふことを親切に尋ねてお
るのです。あなたは、これはなるほど
そういうええさうだといふなら、そう
とおっしゃつて下さい。多数を持つて
いるのだから、臨時國會でも開いて、
また法律改正をやつたらいいじゃない
ですか。率直にあなたの御見解をお聞
きしたい。

○清瀬國務大臣 町村における教育委
員會はむしろ五人が原則です。そのと
きに教育長は互選するのです。委員
長も互選するのです。五人の場合でも
委員長が教育長を兼ねることはござい
ます。何も三人の場合に限つたことは
ないのであります。しつうしてこの構
成で運営することができるとわれわれ

われは考へて、あなたがおっしゃるま
でもなく、このことについては念には
念を入れて非常な考へた結果、これが
日本の現状には最善なりという結論に
到達しました。

○野原委員 五人の場合でも問題が出
てきます。しかしながらそれは三人の
ところと特にその問題が強く出るで
はないかといふことを私は指摘してお
るのであります。しかしあなたはあく
までも問題はないといふことでありま
す。あなたの答弁はそれでいいでしょ
う。しかしこの速記をたくさん国民
諸君が読んだときに、何という常識の
ない文部大臣かと実は國民は泣く。そ
のことを私は指摘して次に移しまし
ょう。文教委員會というものは法律を流
すとか法律をいたすに作ることを急ぐ
とかいふことで私どもはやつてゐるの
じゃない。國民から信託されたお互
いの責任はもつと考へるべきであつた
という点はもつと考へるべきであつた
という点を申し上げておきます。さ
ら、御安心の上で御答弁願ひたいの
であります。

それでは第四條に入りたいと思いま
す。第四條は「委員は、当該地方公共
団体の長の被選舉権を有する者で、人
格が高潔で、教育、學術及び文化に
識見を有するもののうちから、地方
公共団体の長が、議會の同意を得て、
任命する。」とあります。そこでお尋
ねしたいのですが、「人格が高潔で、教
育、學術及び文化に識見を有する」

これは考へて、あなたがおっしゃるま
でもなく、このことについては念には
念を入れて非常な考へた結果、これが
日本の現状には最善なりという結論に
到達しました。

○野原委員 五人の場合でも問題が出
てきます。しかしながらそれは三人の
ところと特にその問題が強く出るで
はないかといふことを私は指摘してお
るのであります。しかしあなたはあく
までも問題はないといふことでありま
す。あなたの答弁はそれでいいでしょ
う。しかしこの速記をたくさん國民
諸君が読んだときに、何という常識の
ない文部大臣かと実は國民は泣く。そ
のことを私は指摘して次に移しまし
ょう。文教委員會というものは法律を流
すとか法律をいたすに作ることを急ぐ
とかいふことで私どもはやつてゐるの
じゃない。國民から信託されたお互
いの責任はもつと考へるべきであつた
という点はもつと考へるべきであつた
という点を申し上げておきます。さ
ら、御安心の上で御答弁願ひたいの
であります。

それでは第四條に入りたいと思いま
す。第四條は「委員は、当該地方公共
団体の長の被選舉権を有する者で、人
格が高潔で、教育、學術及び文化に
識見を有するもののうちから、地方
公共団体の長が、議會の同意を得て、
任命する。」とあります。そこでお尋
ねしたいのですが、「人格が高潔で、教
育、學術及び文化に識見を有する」

これは考へて、あなたがおっしゃるま
でもなく、このことについては念には
念を入れて非常な考へた結果、これが
日本の現状には最善なりという結論に
到達しました。

○野原委員 五人の場合でも問題が出
てきます。しかしながらそれは三人の
ところと特にその問題が強く出るで
はないかといふことを私は指摘してお
るのであります。しかしあなたはあく
までも問題はないといふことでありま
す。あなたの答弁はそれでいいでしょ
う。しかしこの速記をたくさん國民
諸君が読んだときに、何という常識の
ない文部大臣かと実は國民は泣く。そ
のことを私は指摘して次に移しまし
ょう。文教委員會というものは法律を流
すとか法律をいたすに作ることを急ぐ
とかいふことで私どもはやつてゐるの
じゃない。國民から信託されたお互
いの責任はもつと考へるべきであつた
という点はもつと考へるべきであつた
という点を申し上げておきます。さ
ら、御安心の上で御答弁願ひたいの
であります。

というこの判断はどなたがするのでございませうか。

○清瀬国務大臣　それは地方公共団体と地方公共団体の長がするのであります。

○野原委員 地方公共団体の長が一時的にはするわけですね。そうしてその条件になった者をあげて地方議会に相談をするわけですね。まあ大体そうだろうと思います。

そこでお尋ねしたいことは、地方公共団体の長並びに地方公共団体の議会が交替をする。非常な問題を起して、汚職、疑獄をやるんです。汚職、疑獄をやる人がたくさんおります。ほとんどやる。それからその議会も地方公共団体の長も汚職、疑獄に非常に關係をしておって、地方住民から指弾されて、いよいよ議会の改選ということになり、地方議会の勢力が完全に交替をするんですね。あるいは地方議会が全員出なくなるといふ事態も起るんです、問題によつては。もうその地方公共団体の長は落選して今度は出てこない。あるいは候補に立たぬということもあるでしょう。こういうように地方公共

団体の長なり議会が交臂をしたときには、一体前の地方公共団体の長と前の議会がこうだと認めておる人間でも、今度は問題になってきようかと思う。その辺はどういうことになります。

○清瀬国務大臣 地方公共団体の議会が議事能力を失えば、同意はできぬことになります。また地方公共団体が天然または人為の原因で推薦、すなわち委員となるべきものの同意を得るための原案を作ることができない物理的・心理的状态があれば、それはできません。けれどもこれはすべての会議に共

通なことであって、教育委員会の委員の同意だけに限ったことじゃございません。

○野原委員 地方公共団体の長なり議員が改選をされたということと、住民の意思が前の地方公共団体の長及び前の地方議会を認めないということになつたわけでありまゝ。私は少くとも教育委員は、公選か任命かというところの議論で申し上げましたように、地方住民の意思によつて教育委員は決定されなければならぬじゃないか、こう私どもが申したときに、大臣はそれは任命でも十分達成できると言つたのです。ところが任命で教育委員が出ておるのに、この教育委員を任命した知事も議会もすっかり交えられちゃつた。つまり地方住民の意思が、その長も議会も認めない、こういうことになつてきた場合に、地方住民の意思は、任命された委員に対して何らかの意思表示をしておると私は思う。任命されたその委員が、これまたしばらく續くわけだ。直ちに改選されるということにはなつていない。あなたはこの点をどうお考えですか。

○清瀬國務大臣 いわゆる同意のときに、地方議会として議事能力があれば完全な同意でございます。それから後に批判が起つて、リコールその他があつて資格を失うても、それは失うてから後のことであつて、同意の日に同一の時間に議事能力があれば、それで住民を代表いたしております。

○野原委員 この点はやはり地方住民の意思による委員でなくなってきたと私は思うのであります。ところがそれに対する規定も不備です。これは考えなくちゃなりません。それをあなたは

考えないとするならば、やはり任命制
というものは地方住民の意思に直結さ
れていないということを、率直に認め
なければなりません。あなたは任命制
は地方住民の意思が十分生かされると
いうならば、これを任命した首長、議
会が地方住民から否認されておる、全
くボイコットされておるという事態の
説明ができないからであります。しか
しあなたはこの点についてもがんとし
て、なかなかうんと言わぬわけであ
ります。

そこで私は方面を変えてお尋ねしましょう。第四条の第三項であります。

一人以上（三人の場合には二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。これが今回の法律では、教育の政治中立を確保したんだという、最もあなたの得意とする条文であるよ

うでございしますが、私が听闻きたいのは、地方公共団体の長というのは政治色の強いものと見ております。今日の地方議会もそうです。これは都道府県知事、市町村長、それから市町村

おる。しかしながら実情はそうじゃないと思う。というのは、何となればとういう事態が起るでしょう。それは任命直前に離党するのです。自由党の知事が、自由党から五名の教育委員を出せぬものですから、五名のうち少くとも三名を確保しないと、自分の思った議決をしてくれぬというので、二人だけしかまわぬから党籍離脱の必要なし、お前は離脱しなさい。これは合法的なんだからいいのだ、とういう場合の保証は一体どこでやるのですか。こういう場合そういう心配が出てこぬです。

しょうか。ああいう経過で党友になつた河井さんは、おそろく次の参議院の選挙その他で自由民主党から支援をいただくということになれば、人情的にも自由民主党に忠誠を誓いますよ。そういうことが事実上問題なんです。党員であるとかないとかじゃない、その党派に片寄つた考え方を持つてゐるということが問題でございまして。そこでそういう場合の保障はどのにもないじゃないかということを私は申し上げておるのであります。どうかにあるならお示し願いたい。

一は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者たるを要すとなつておりますが、これはよしといひまして、第二の今問題になつておる人格が高潔な人物という規定であります。人格の高潔ということは常識的にはわかりますが、具体的な角度から二点承つてお

○高津委員 もう一つ具体的にお尋ねしますが、概してその裕福な生活者の中には、めかけを持つておる人が比較的に多いのが事実であります。人格の高潔を強調しておるこの法律で、めかけを持つておる人を教育委員たる欠格者としておられるのでしうか。

きたいことがあります。すなわち多くの失業者や生活困難の国民があるときに、非常にぜいたくな生活をするのは罪悪であり、不道徳であろう。それとも大いなる罪悪だと、私はかように考えるも

○清瀬國務大臣 蓄妾のこととも、これ

もいふことじゃございません。しかしながら人格のいかんは総合的に考えなければなりませんので、一方においては多少の欠点はあつても、他方において

のであります。この種のぜいたくな生活者はこの人格高潔という条件を持っていないものと認めたいたのでございますが、大臣の御所見はいかがですか。

○清瀬國務大臣 この人格という文字の次の欠格条項でわかりますが、欠格にも参与するといったような場合に、多少の欠陥があったからというて、その次の欠格条項でわかりますが、欠格

は、現行の法律にあるのです。あなた方が年じゅう引用されるところの教育基本法の第一条に、人格の完成、非常に完成されたものは仏でございます。けれどもみんな完成の途上にあります。条項者と同じようにこれを選べないといつたようなことは、今日の國民の道義基準からはいかがかと思いますが、私がここで寸尺を切つて申し上げるとは遠慮したいと思ひます。

るが、一般の標準よりは人格の高い人で——今ゼいたくなことをおつしやいました。ぜいたくは悪いことです。その限度を過ぎて、一方で飢えた人が道に滿つるのに、それに自分だけはぜいたく

○高津委員 人格のいかんは總合的に見るべきであつて、その他の点で慈善事業においてもその他すべていい場合には、多少の点は——その多少の中にめかけを持つことをあなたは入れて、

それは大目に見てもいいのだ、こういうことを言われましたが、それは入れ替るべきではないでしょうか。全国の婦人有権者から見れば、大きな大きな問題なんです。それで承わつておきたくするといふことは、完成した人格じゃございません。けれどももの比較でありまして、自分のからだがある弱なために他の人よりも美食するといふ場合もあります。これはどう

も具体的に言わぬと、きちつとした
メートル尺で指すようには参りませ
ん。けれども原則としてはあなたの御
意見と同一であります。人が貧乏し
ておるときにぜいたくして得々とい
いわけです。

○清瀬國務大臣　私も大体においてあ
なたと同じ感想を持っております
が、しかしながら人格のいかんは總
合的に見たいという私の意見には変
りません。

○高津委員　もう一つ具体的にお尋ねしますが、概してその裕福な生活者の中には、めかけを持っておる人が比較的に多いのが事実であります。人格的高潔を強調しておるこの法律で、めかけを持っている人を教育委員たる欠格者とみなしているのでしょうか。

○清瀬國務大臣　藹葵のことと、これ
もいいことじゃございませぬ。しかし
ながら人格のいかんは総合的に考えな
ければなりませんので、一方において
多少の欠点はあつても、他方において

また學問が非常によく、信仰心に富み、世間のつき合ひもよくする、慈善事業にも參与するといったような場合に、多少の欠陥があつたからというて、その次の欠格条項でわかりますが、欠格

条項者と同じようにこれを選ばないといつたようなことは、今日の国民の道義基準からはいかがかと思いますが、私がここで寸尺を切つて申し上げることは遠慮したいと思ひます。

○高津委員　人格のいかんは総合的に見るべきであつて、その他の点で慈善事業においてもその他すべていい場合には、多少の点は——その多少の中にめかけを持つことをあなたは入れて、

それは大目に見てもいいのだ、という
うことを言われましたが、それは入れ
るべきではないでしょうか。全国の婦
人有権者から見れば、大きな大きな間
題なんです。それで承わつておきた

いわけです。

○清瀨國務大臣　私も大体においてあなたと同じ感想を持っておりまするが、しかしながら人格のいかんは總合的に見たいという私の意見には変りご

五人の教育委員の場合、三人以上が同一の政党に属することになってはならないと規定してあります。すなわち二人までではいい。しかしある政党の綱領政策さらにその考え方に完全に賛成しながらも、入党手続はとっていない。さっきの話は離党の話でありました。

が、まだ入党手続はとっていない。この種の人々を言論界ではしばしば同調者と呼んでいるのでありますが、この法律では、この同調者がある一つの政党に属するものとみなすのでしよう。

か。それとも同調者は政党所屬者でないから、幾人任命してもよろしいという御解釈でしょうか。

○清瀬國務大臣　入党しておりません人は、党の根本主張等に共鳴はいたし

ておりまして、黨員じゃございません。従つて党の節制には服しませんから、それは除いて差しつかえないと思ひます。

○高津委員 入党の手續をしていない

同調者はかまわないと、このようなお説であります、具体的に聞きますと、ここに一人の欠格者らしい人間がいる。彼は入党していない。しかし彼は選挙の場合にある特定の政党の選挙

運動を參謀的の立場で行なつたという経歴の持ち主ではある。この法律がこのような人物は、この政党的準黨員とみなして、教育委員にはなれないと規定しているものと私は考えたいのである。

○高津委員 それは人夫的にピラを張りますが、大臣の御見解を伺います。

○清瀬國務大臣 選挙の運動員は、必ずしも候補者と同一政党の人に限らぬと思ひます。

政党の黨員以上のほんとうのその政党人だ。入党しているかないかを人が知らないが、全くその政党の者だとだでも認めておるような人間、手続をしていなければ、それを今の限定された二人、その以外に加えてもいい、こういう御解釈でしょうか。

○清瀬國務大臣 党派によつて入党の意思表示のやり方は相違すると思ひますが、その党の規定によつて党に加
入の手続をするまでは、いかに党の綱
領に賛成をし、また候補者のために選

○高津委員 そのような大臣の解釈でいきますと、選挙運動で大いに働いたたものにも論功行賞として教育委員のポストをあたうべきではないか、と主張する。選挙運動をいたしたとしても、これを党員と

トを与へるといふような、そういう任命が大いに行われる余地があつて、大臣は一つの党派の支配といふ形の現われ方に制限を加へてあると言われるけれども、それはほとんど黨員と同じで

ありますから、大へんな弊害がある。論功行實に用いられる場合がしばしばあるう、こういうお尋ねであります。

○清瀬國務大臣　選挙運動の論功行實として、民主的で中立を必要とする教

育委員会の委員に推挙することは、望ましいことではございません。それを訂正するの作用は、合議体たる議会の同意でございます。

○高津委員　ことは幾ら議論をしても

長くなる一方でありますから、私はさらに角度を委えまして、この第四条は、国民に教育委員を選挙する権利を、すなわち貴重なる選挙権を従来与えておつたものを、それを今度奪うとに

権獲得のために非常に苦勞をされて、大きい功績を残された点であります。すなわちわれわれの今日議會に議席のあるのも、普通選挙権のおかげということも言えるのであって、われわれの草分けであり、その面では大した人です。そうして明治以來、直接國稅十五

円を納める者を、それをまた広げて、十円にし、七円、五円、三元というように範圍を広げるのでも、どれだけ人々が苦勞をしたかわからないわけであります。そういう資産のようなことを全

部撤廃して、普通選挙をしなくためには、
 どれだけ若勞をしたかも知からない。
 選挙権というものは、そのように大切
 なものであつて、今日婦人參政権にな
 り、人口が男女の比率は女が多いので

ありますから、たとい女が議会に出ていないまでも、政治家の議論やその政策が女の利益に反するような法律であれば、次には選挙に出られないかもしれないくらいに、女はその選挙権によつ

て自分の利益を守ることでもできるよ
うになっているのであります。國民が
教育行政に対して選挙権を持つておる
というのは、非常に貴重な権利だと思
うのであります。憲法を読んでみます

と、その第十五条には、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」第三項には、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」というように、

憲法でも書いてあるのであります。今まで一生懸命選挙権獲得のためにやってこられたのでありますが、今あなたが大臣になられたときに、一番情熱を持ってその選挙権を剥奪して、任命制

て骨を折られるが、一生涯あなたが努力されたことを、今度はほとんど消していく仕事を、人生の終りのところでおやりになるのは、非常にあなたのためにとらざるどころであります。これは憲法十五條の違反行為にはならないものでしょうか。与えてあった権利をさつと取るのは、これが国民の意思だ、多数党の意思だと言われるのだが、この点はどういうものでしょうか。

○清瀬国務大臣 高津さんが私の壮年のころの運動に論及されたことは、私も恥かしく思う次第であります。ただ、普通国会の選挙の場合は、この国会が人間の権利義務に関することを扱うのです。基本的な権利は失わないという保障はありますが、所有権の制限でも、個人に対する処罰でも、刑法でも、それをずつと振り返って、人間の意思による普通選挙によらなければならぬというところは、これは基本的要請であります。憲法がいかに改正されても、この重大権利は動かすことはできません。地方団体はその一部分のことを委託されておりますから、町村議会もまたある程度において同様な理論になるのであります。それゆえに町村議会の議員選挙権は、これまた動かすことはできません。町村議会という一つの生きた団体がありますが、その団体の中で、ある事務、ここでは教育であります。またほかの場合は警察、公安委員であります。これなどの選定の仕方は、直接選挙による場合も民主的であり、その選挙された団体の機関たる町議会が選定するというのも、また一つの方法であります。これを町村の議会の同意からしめる選定方法にするというところは、私がかつて主張い

たしました普通選挙理論にはどうも抵触するものではございません。また現行憲法の規定にも抵触するものではございません。民主主義の道理を後退せしめるものでも何でもないのであります。この区別を認識する高津さんの御鑑識を賜わりたい、かように私は思っております。

○高津委員 国会に対する選挙権を奪うのではなしに、地方自治体の教育委員の選挙権を奪ったのである、ものが違ふと言われますが、私の言うのは、地方の自治体の仕事の中で、教育も相当大きな部分を占めるのであります。その他の一般行政の投票権と、それから教育の投票権と、二つ与えられておったのであります。すでに向うにちゃんと与えてあったのです。それを奪うということは、それは人権を縮小する行為であつて、あなたのお説によれば、間接選挙になるのだ、自治体の長が任命する方がかえつて合理的で、運営もよくいくのだというお説でありますけれども、すでに与えてある権利である。その自治体の公民として、選挙権が二つ今まであったわけですから、一つを奪い返すということはどうですか。国会に対する選挙権というのは大事であつた。そのためにあなたが御苦勞なさつておられることに対しては敬意を表しておることを私は申したのであります。自治体の二つの中の一つは剝奪してもちつとも人権に對しては何でもない、こう言われるその論拠が、私にはまだ明らかならなないのであります。

完全なる合議体ができておるのであります。その意思をもって、事務の一つであるところの教育に關し、教育委員をきめるといふことは、ごうも今日の民主主義理論には反しておりません。反しておらぬ以上は、政治家の考えは——そこまでは法律家の考えであつて、政治家の考えは、どつちが目的に合するか、合目的であるかということであり、無制限の直接選挙によりますと、一方の党派がみな委員を独占する場合もある。それは不公平な結果になるから、制限して、二人以上は同じ党派が出られぬといったような制限のもとに選定する方が私はいいと思うのです。

先刻婦人のこともおっしゃいましたが、今日の案情から見れば、県における選挙というものは非常に大規模で、参議院の選挙と同じ広さです。今日婦人で教育に關し、関心を持っている人は非常に多い。ことに家庭を保つのが婦人でございます。今の選挙法は変えられざるけれども、このままにやればりっぱな考えを持っておられる婦人も、教育委員会においてはとてつもない男子だけの数は得られないと思ひます。けれども各県各町村にそういうふうな人があれば、選挙運動に及ばずして、議会でもつてあそこの奥さんを頼もうじゃないか、賛成、こう出ていって、婦人のチャンスも非常にふえるのです。すでに民主主義の理論に反せぬ以上は、今度は政治家は目的を考えて、目的に近いものを一つやろうということとでこの案は提出しておるのでござい

われる常識であり、良識でもあると思ひます。納得ができませんけれども、関連質問でございますからこれで質問をやめます。

○小林(信)委員 関連して。私は非常に第四條については問題を考へておつたわけなので、大臣もごまかすに回答願ひたいと思ひます。前もつてお伺ひしたいことは、この法律は、教育委員会というのか、教育というのか、あるいはその教育にも国家的な目的を持った教育というのか、そこら辺をほんとうに大臣の御意思を聞いてないので、それからわからぬのですが、以前よりも発展するのだという御主張をなさつておられます。最小限度の問題として、大臣の御見解では、政治的な中立性あるいは民主性はそこなうこととはなないということとを今までもお述べになつておられますが、今までも減退するなんてことは絶対にないという御主張でございますかどうか、あらかじめお伺ひいたします。

○清瀬国務大臣 民主主義という尺度においても、今までは民主主義が減退することはないと思つております。○小林(信)委員 この法律が出来ますと、現在の町村長、市長、知事によつて現在の教育委員は全部やめさせられるかどうかわかりませんが、とにかく現在の首長によつて教育委員が任免されることになるわけですね。これも伺つておきます。

○緒方政府委員 さようでございます。○小林(信)委員 これはあまり画一的な考え方もありませんが、今の首長と称するものは、教育行政を除いた他の一般行政に對して適当な人間であるという建前で、市民なりあるいは村民

なりの負託を受けておる者だと思ひます。もちろん教育行政をつかさどつても何の差しつかえない者があつてもいいませんが、一方において教育委員会制度があつて、教育行政において政治的中立性を確保するとか、民主主義を確立する。そのために教育委員会というものは、別個に選ばれておつたのですから、厳密にいえば、選挙するものは首長選挙と教育委員会委員の選挙は区別されてあるわけですね。今この法律が出来ますと、教育行政に對しては責任を持たない、学校を作るとか、内容を整備するとかいうような問題で、市町村長は教育費に金を出すというふうなことで、間接には関与してまいりますけれども、教育内容、つまり先ほど申しました政治的中立性を確保する、不当な支配を受けないという問題に對しては、やはり選挙民がそれに該当する者を選んでおられる今日なんです。そういうような現状において、この市町村長にそういう仕事をさせる教育委員の任命をさせても何ら差しつかえないという見解でこの法案をお作りになられたか、あるいはその途中において、それに対してはどうかというふうな問題を考へたがどうなつたのだとか、あるいは法律的に過去においてもそういう前例があるのだというふうなことを考へておられるのかどうか、この際ほんとうにまじめに——文部大臣はまじめな方として信頼しておりますけれども、これはほんとうに私たちの勉強にもなることで、法律的には非常に明るい大臣でございますので、この際お伺ひをしたいと思います。

○清瀬国務大臣 あなたのお伺ひの趣意はよくわかりました。今の市町村長

が選挙される時分には、現在の地方自治法の権限を持つものとして住民は投票している。ところが直接教育行政をやるのではありませんけれども、教育行政をやる者を選定するということは、選挙当時よりは権限が拡大しております。そこに御着眼の御間いと思ひます。今回別に出来た地方自治法の一部を改正する法律の二百五十二条の十九によりますと、五大都市の方は、市長のみならず市会議員もまた十六種の新たな権限を今度はもたらしているのです。選挙以後においてある種の権限がふえることも減ることも前例もあります。現にわれわれやりつつあることでございます。それゆえに今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律を、衆参両院で、権限の拡張にはなるけれどもかろうというところで御同意下されば、かくのごとき立法は憲法に違反するものでもなく、合法の法律として成立し執行し得られるものと私は考えております。

○小林(信)委員 まことに法律的には理路整然としてお述べになられて納得しなければならぬような気がいたしますが、しかし今お話しになられたような点は、そこには権限の拡大がありまして、一般行政という点でそう隔たりはないわけですね。しかし私が先ほど念を押して申し上げたように、不当な支配を受けないとか、あるいは政治的な中立性を確保しなければならぬとか、民主主義を育てるものであるからこそ教育委員を選んだという、この政治とはつきり区別して考えられた教育委員を、何らそれに対して選挙民が考えなかつた市町村長によって推薦をされても任命されても差しつかえないとい

うことは、何か教育を今まで大事だと考えておつたその大事な考え方というものが、この法案が通ることによって根本的にくずれるような気がするわけですね。大臣は、衆参両院を通ればとにかく国会が認めたものであるから差しつかえないと言ひますけれども、それは重大な視してきた教育に対して、大勢が賛成したから、国会を通つたからといって、それでも大臣がほんとうに全面的に満足されておるかどうかを、私は念を入れてお聞きいたすわけですね。

○清瀬國務大臣 さきに申しました通り、今回は自治法の改正の二百五十二条の十九とともに地方団体の長の権限が移動いたしました。もし通ればです。それが遺憾でないということが確立しますれば、それから先は政治問題で、どっちが合目的か、どちらが國民のためによしいかという価値判断の問題でございます。われわれはこの場合に、やはり長の裁量によつて地方合議体の同意を得て任命するということが、村のため、町のため、ひいては県のためにいいということであつたら、すでに合憲だという法律の調べをパスした以上は、あとは価値判断の問題で、この方が私どもはいいと思つております。実際にこれが通過してやってみると、日本の教育は非常によくなる、かように考えております。

○小林(信)委員 大臣は、今まで任命制に対して私たちが不満を申しますと、いいじゃないか、首長が人格高潔な人を選ぶのだから何が文句があるかという御主張なんです。その中へ盛ることとがでると思ひます。

選ぶ人というのが、きのうも私教材よりも人だ、こういう問題を申しましたが、やはりここにおいても同じだと思ひます。選ぶ条件がどうであつても、選ぶ人というのが問題であつて、おそろく首長たるべき人でありまして、私がそれほど心配することはないと思ひますが、しかしそこに先ほど申しましたような、純然たる教育行政に對しては大きな条件というものがあつて、無視するというのは、これを阻止しても、大多数が賛成するならばそれでよろしいという御見解だけで、この法案作成に當つたかどうか。どういふこともお聞きしなければ、この法案の真価といふものも國民にはわからないわけですから、私はその点をさらに念を押してお尋ねすると同時に、私はおそろく大臣が、簡単に人間を選ぶのだ、人格高潔な者であればいいのだ、教育に対して理解を持てばいいのだ、ということ、そう深い教育的な識見、才能に触れるものでないからいいのだというところで、御答弁になると思つたのですが、割合御丁寧な御答弁を受けてうれしく思つておりますが、しかしさらに法案の内容を検討して参りますと、教育委員に非行があつた場合にはこれを不適当なものだと、あるいは非行があつた場合にはこれを免職することがでる。もちろん議会の同意を得るわけなんです。そういう権限が直ちにやはり現在の首長に与えられるわけなんです。そういうふうな点を考えてみても、現在の首長に直ちにそういう権限を与えることは、この教育の原則であります三つの問題に非常な影響を与えるものであ

り、それを輕視する法律になる、私はこう考えるわけなんです。それからこの際私は大臣に申し上げたいですが、午前中のお話の中にその首長に権限を持たしておるのではない。わずかに二十三条ですか、二十四条だけの問題だと言ひますが、そういう事項は少くとも、この第七条の条項といふふうなもの、これはただ一条でございますけれども、実に大きな権限が与えられておるわけなんです。これを簡単に大臣は、大したことではないのだ、財産権がどうの、どうのといふことだけを申されたのですが、こういう大きな全体をしっかりとつかんでしまひ、左右する権限といふものが与えられておるわけなんです。そういう場合に法理論的に考へてこれが今後前例となる点から考へても、ただいま申されましたように、地方自治法の権限拡大と同じに考へて、さういふお伺ひいたします。

○清瀬國務大臣 第七條の罷免のこと、これも選任と同じく重大なことは小林さん御指摘の通りであります。しかしながら人間は生きもので、心身高潔で教育に誠意があると思ひまして、そのうち病氣にもなり、病氣の中には精神上の病氣もありますし、さうな場合にはどうすればいいか、この規定をしなければなりませんので、そこでこれも長一人が罷免するといふのではない、議会の同意を得て罷免する、こういう構成をとつたのであります。これと同じ考えは警察法の第四十一条の第二項にもそれをとつております。警察のこととは非常に大切なことで治安に關することだ。その委員が初めはよかつたけれども、中途で何か変になつ

たという場合にも、はつておけませんから、これと同じく議会の同意を得て長に罷免の権を与えております。同様な考えでこの安全方法をとつた次第でございます。

○小林(信)委員 大臣にお聞きした点はさうでないのです。この権限を与へることを私は云々しておるのではないのです。法の建前から当然この条項はあつてしかるべきものとも私は考えますが、この権限を行使させるのに、いわゆる教育のこともつかさどつてよろしいという國民の負託を受けた人ならとにか、今日の首長がやはりこれを適用できるというわけなんです。新しく委員を任命すればその翌日非行があるかも知れません。そういう場合にその首長が非行なりと認めるというやうなことが至当であるかどうか、私はそこをお伺ひしておるわけなんです。

○清瀬國務大臣 先刻選挙の日には持つておらなかった委員の選任権をあつてつづけた、それがどうも憲法理論でいけないのではないかという御間ひでございましたから、その点についてよく考へて憲法には違反しないと思ひましたのであります。それと同じ理屈で、第七條の罷免もそのように考へております。ともかくも憲法の関門をくぐつて合法な法律がそれでできるといふことがきまりましたから、その先はそれが目的に合するかどうかという価値判断の問題で、先刻私が自治法の法文を引いて答へた場合と同じ答へになります。

○小林(信)委員 その問題から推して、何か大臣の方が老獪なところがあつて、ごまかされるような気がするのです。首長が選ぶということにおき

まして、将来こういう権限まで与えなければならぬから、今の首長に簡単にその権限を与えることはどうかと私は尋ねておるわけなんです。大臣は今度は逆に持ってこられて、そういうことが可能であるから、非行があった場合にはこれを処罰することは差しつかえないじゃないか、こう言うのですが、そういう将来の教育行政に対してこれはその非行が問題になるわけなんです、あった場合にそれを首長の判断によつて——たとい議会の同意を得るにしても、発議は首長がするわけです。そういうこととまでする権限を与えられのだから、軽率に現在の首長に対してそういう権限を与えることは私問題だと思ふのです。それで大臣にお聞きすれば、大体それくらいの見解でもつてお作りになられたというふうに思ふのですが、もし最初お尋ねしました、あくまでも今後の教育行政も政治的な中立性を確保して、不当な支配に属させないようにする、これを真剣に文部大臣がお考えになるならば、少くともこの法律案をもし通すお考えがあるならば、新しくそういう意向でもって選出された市長が出た場合に、教育委員がその手によつて任命されるくらいのお考えをされたかどうかを私は聞いたのですが、そういうふうなお考えはななく、簡単に国会を通りさえすればいいというお考えだと承わつてしまつたわけなのです。まことに残念しくでございます。そういうことでは、やはり何でもかんでも法律さえ通せばいい、簡単に教育行政ができればいい、原則であるところの三つの問題等はどっちでもいいというふうに私はとらざるを得ないわけなのです。

委員長にお願いいたします。これは法律を作る場合に今後の事例にもなることだと思ふので、法制局からどなたかを呼んでいただいてこの点を説明していただきたいと思ふ。その取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○佐藤委員長 その取り計らいをいたします。野原委員。

○野原委員 ただいま小林委員から質問された点はきつめて重要な内容を持つておるうちに私も拝聴いたしましたのであります。それは、大臣もお認めのように、現在の首長というものが、子供の教育を託するに足る人としては選んでいない。地方住民は現在の市町村長、府県知事をなすほど自治体の長としては選んだのですけれども、自分たちの子供の教育を託する人としては教育委員を選んでおるわけなんです。この点をマインスとして選んでおる。このことをあなたもお認めだろと思ひますが、この点は大事な点でございますから、大臣がこれを認めるか認めぬかということとは私は明確にお聞きしておきたいと思ふ。

○清瀬國務大臣 そのことは今小林委員にお答えした通りでございます。なおつけ加えますが、一体公共団体、自治体というものはわが国では明治二十三年に起つたものですけれども、これは大体としては地域団体として自然発生的の生きたオーガニズムと見なければならぬ。それで長は全体として名のごとく長で、その団体の執行機関である。向うではメイヤーと言ふのです。それから議会は団体としての意思機関であります。それゆゑに、あとから個々の法規の改正で権限が多少ふえたり減つたりいたしまして、その任期の間はその団体の議決機関、その団体の執行機関、代表機関として続いていると思ふのです。それゆゑに、今まで警察と公平委員会と人事委員会の選任しかしておらなかったが、さらに法律が變つて教育委員の選任もするということができるようになった、こういう法律は決して今日の世の中で、日本だけではなくどこの国の常識からいつても憲法に違反するところの立法だとは考へておりません。いづれ御所望によつて法制局長官も呼ばれるのであります。今同じような法律を研究したものとしては同様のことになつては思ひます。あなた方も心のうちではそうじゃないのでしょか。

○野原委員 とんでもない。私はそう思つておるならあなたにこういう質問はしないのです。賢明なる坂田委員が大臣に何か示唆を与えておたやうでありますからこれ以上は申し上げませんけれども、あなたもとんでもない発言をされたら、またとんでもない問題が起きるといふことを私は申し上げておきたい。しかしこの際はとやかくは申し上げません。

そこで、小林委員に申した通りだ、こう言うのですけれども、そのところはがはなはだ困るので、現在の首長は子供の教育を託するに足る人として選んだのであるのかないのか、それをはっきりおっしゃつて下さい。

○清瀬國務大臣 町村によつて時期は違ひますが、今の町村長は、現在の自治法、また教育委員会法のあるときに選んだのでありますから、選んだときの権限はこの二つの法律の権限であります。しかしながら、今回二つの法律とも改正が行われますので、改

正法においては権限がふえるのでござい

○野原委員 つまり、子供の教育を託するに足る人として選ぶのは、今日までは教育委員であつたはずで、大臣も御承知の通り。だから今回の改正法案が出てきた。従つて、現在の市町村長、都道府県知事は子供の教育をあづける人として選んだのじゃないと思ひます。これは間違ひですか。

○清瀬國務大臣 私の先刻のお答えによつて御了解願ひたいと思ひます。

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

○野原委員 明確におっしゃつていた

らば、今問う人の意図を参酌して言え
ば、今度の委員を選定するという権限
は新たにつけ加わると言っておるの
です。

○佐藤委員長 委員長から大臣に
ちよっとお尋ねしますが、この問題はあ
なたの党の並木芳雄君から、もしこの
教育委員会法が通ったときに、町村長
を解散して民意に問う考えがあるかと
いう質問がありました。そこで、今の
町村長あるいは県知事というものは、
御承知のように教育委員会が現存して
いるときにやっただけで、教育委員の権
限を与えられていないのです。そのこ
とを問ひ合はれておるので、あ
なたの党の中でも問題が起きている
のですから、その点を一つはつきり答
弁していただきたいと思ひます。

「はつきりしているよ」と呼ぶ者
あり」
○佐藤委員長 はつきりしていないか
ら聞いているんだ。
○清瀬國務大臣 先刻小林君からのお
問ひもそれでございました。私もそ
のことに意を用いて、今回の立法では、
ひとりこの場合のみならず、また自治
法の一部改正で、十六カ条の片方の権
利を、五大都市においてはこちへ
持ってきた。すなわち、市長、町会議
員の選挙が済んでから、これらの人に
選挙後にある権限を与えたり、ある権
限をとったりするのはどうだろうか。
選挙のときのその法規と違ふのだがと
いう意味は、よくわかつておるのです。
それに向つて私は、あとから権限がふ
えることも減ることもよく考えたが、
それは差しつかえがないものと思ひと
いうことを、先刻来繰り返して申し上げ
ておるのでございます。

○野原委員 繰り返してあなたはおつ
しゃってありますが、なお与党の諸君
の、二名の方は、頭がよくて非常に
わかつていらつしやるようですが、私
どもは理解できない。今の都道府県知
事、市町村長は、教育委員会の権限を
持つ者としては選ばれていないので
す。これは間違ひですか、お尋ねいた
します。

○清瀬國務大臣 それは間違ひではあり
ます。問題は、教育委員会じゃなくし
て教育委員会の委員の選任です。その
選任の力はなかったのです。今度つけ
るのです。

○野原委員 そうすると、現行の教育
委員会の権限と言へば、これは現行の
教育委員会法に明記されておる。この
権限行使が、今の知事、市町村長はで
きるのですか。これをお聞きします。

○清瀬國務大臣 この法律が通過する
まではできません。
○野原委員 つまり、できないという
ところから見てもわかるように、教育
委員会の権限は明らかに持つていない
のです。これは間違ひじゃないです
ね。私はすわりませんから簡単に言っ
て下さい。

○清瀬國務大臣 この法律が通りまし
ても、教育委員会のする権限は持つよ
うにしないのです。今もありません
。ただ法律が通りましたら、その委
員を選定する権限は持つようになり
ます。

○野原委員 つまり教育委員会の権限
を持つていないというところは、子供の
教育を託する人としては選んでいない
ということだ。つまり教育委員会の権
限は、子供の教育を託するために法は
権限を与えてきたのです。つまり地方

住民にとっては、自分たちの子供の教
育は教育委員会さんにやってもらうと
いつて選挙したのです。子供の教育を
除いたことを自治体の長にやってもら
うといつて今日まで何年か選挙をやつ
てきたのです。そういう場合に、その
権限のない者が、子供の教育を託する
に足る人として選んだのじゃない。そ
ういう権限のない者を、今度は改選も
しないで、直ちに子供の教育を託する
に足る人を任命する権限を与えたい
うことは、明らかに問題がございま
す。これは問題がないというあなた
の御説明がとも私にはわからない。問題
があるでしょう、権限を持たないのだ
もの。あなたは、国会がこの法律を通
したら、国会が認めたのだから、法律
は非常に強力なものであり、法律とい
うものは国民の意思だからという形式
的な議会議決、形式的なものと考え方
で言っている。しかし本来権限がない
のです。本来権限がないものを国会が
いかに認めようと、これはやはり住民
の意思に合っていないといふことが言
えると思ひます。もう一度これはいすれ法
制局その他の参考人諸君を私も招
致したいと思ひます。単に法制局の担当者
だけではございせん。この問題は、実
はこの法律を通過させるかいないかに
とつての最も重要な問題でございま
すから、私もこれはこれらの法的な見解を
明快にする意味からも、参考人の招致
を委員長に要求いたします。従つて参
考人が決定した上で明らかにするうか
と思ひますが、今一度私は大臣の御見
解が聞きたい。参考人が来た上で、な
おあなたにただすべし場合の参考とし
て承わつておきたいのです。できるの
か、できないのか、もう一度伺いたい。

○清瀬國務大臣 だいぶ長い御質問で
ありました。私、要点をよく聞きま
すると、現在の長は教育委員会のする
ような仕事を託されておらぬかといふ
ことであります。それはおりませ
ん。それから現在の長、これは教育委
員を選定するという権限もない時分
に選挙されておったことは、あなたが
御説明するまでもなく事実でございま
す。しかしながら、今わが国の憲法の
もとにおいて合法的にこの法律が通過
いたしましたら、選挙当日の彼の権限
がいかであつても、新たな権限を
つけるということ、ちつとも差しつ
かえがない、こういうことでござい
ます。

○野原委員 具体的に参考人について
はあとで申し上げたいと思ひますが、
参考人の要求を委員長において取り計
らわれんことを要望いたします。

○佐藤委員長 ただいま野原委員の要
求のありました件につきましては、
追つて理事会に諮り決定することに
いたします。

○野原委員 そこで第四条は、実はこ
の法律の公選か任命かという任命を規
定した条文であつて、今日までいろ
ろな角度から論議されたわけではござ
いせんが、なおどうもはつきりしない
。大臣が今日まで答弁されたことが矛盾
撞着もはなはだしいのであります。そ
こでもう一度お伺ひしたいことは、こ
れは大臣もよくよくお聞き願ひたいの
ですが、五名の場合には委員は二名だ
けだといふ。そこで党派的な者が三名選
ばれても、これはやむを得ないことに法
律はなつております。議会によつては
ある特定の政党だけで占めていふこと
もあるのです。また全国にはあり得

るのです。そうなりますと、議員が二
名、その議員に近い者、シンパ、同調
者、そういう者が残り全部だ、という
ことがあつても、これはやむを得な
いのじゃないかと思ひます。この法律
はそれを拒否する保障を何にもしてい
ないのです。これは大臣もお認めだろ
うと思ひますが、いかがですか、それか
らお聞きしましょう。

○清瀬國務大臣 それ以上のことは合
議体の自由裁量にまかす、すなわち多
数にまかすという民主主義に依頼する
わけでありませう。

○野原委員 やむを得ないといふこと
であります。私もそれはさういふ点から
見ても、今回のこのような首長による
任命の行方というものは、教育の政
治的中立という点から考へて、教育委
員会が党派的な委員会になるおそれ
があるのではないかと思ひます。これは否定
ができません。党派的な委員
会になつてもやむを得ないという意
味で、大臣はただいま申されたので
ございませう。

○清瀬國務大臣 無条件で五名を直接
選挙する場合よりは、中立を保つのに
よき方法だと思つております。

○野原委員 やむを得ないといふこと
は、委員会が党派的であつても仕方
がないといふことなんですか。正式の党
員は二名です。残りはかつて議員で
あつた者、あるいはその党に対する同
調者——その議院が全部特定の政党で
ある関係もあり、もちろん自治体の首
長が特定の政党に属する者である場
合、その党派的な者で全部固めること
もこの法律は拒否していません。さうい
ふ点から考へても、あなたが実は任命
制にしたのは、あるいは三名以上はそ

の党員でないということにしたのは、党派的な委員会にするためだということとは全くところでその正体を暴露してしまつておる。党派的な委員会になるおそれが明らかに出てくるじゃございませぬか。こういう任命制でいって教育の政治的中立はどうなるのですか、お尋ねします。

○清瀬国務大臣 とうやらずに無条件の直接選挙によりますと、五名全部が一党独占ということも起るのです。この方法によれば二名しか同党派は現われないでございせん。あなたはそれに同調する者があるなどとおっしゃるけれども、党派に属して悪いというのは、党のうしろからの制限を受けることが一番危険なんです。それは二名以上はありませぬ。この方が安全でございませぬ。

○野原委員 全くとんでもない見解を繰り返されます。そこでもう一つお尋ねしたいことは、今日の地方議会というものは、あなたも御承知のように住民の意思で決定されることは申すまでもないのであります。従つて地方議会が住民の意思で決定されたから、その議事が承認するところの任命制というものは、これまた住民の意思によるところの任命だ、これも私は理屈としては間違ひでないと思ひます。しかし理屈としては間違ひでなくとも、今日のわが国の地方自治体の実情、わが国の議会勢力、しかも都道府県知事なり市町村長という首長のものの方え方、お互い党人としてのものの方え方というものは、えてして情実人選になりやすい傾向があると思ひます。しかも特定の党派の知事と議会ということになれば、その弊たるやまことにおそれるべきものがある。そういう場合に、そう

いった片寄つた議会勢力なりあるいは片寄つた情実人選が行われぬという制度的な保障がこれではどこにもないじゃないですか。あなたは二名ということでは保障しておる、同調者があつてもそれは仕方がないのだ、そういうことを言つたらきりがいいのだ、こういうお考えなんです。わざと党籍につかないで正式の党員以上の活動をしておる者が、党員の中には今日あるのです。これが今日の実情なんです。そういう点から見ても問題があるのじゃないかということをおもひます。その場合いたしておるのであります。その場合に地方住民の意思によつて直接に決定されるならば、地方住民の一人々々の親たちが、自分の子供を預けるに足る人はどの人かということをやるのでしよう。今日は選挙に弊害があつて組合色の濃厚な委員がたくさん出るからということとでございませぬが、これは過渡的にそういうことも二、三あつたかも知れませぬ。しかしこれは長い日本の民主主義の訓練の中で是正されるのです。角をためて牛を殺すといひますけれども、あなたの方の教育に対する考え方も、これまた全くとんでもない方向をたどつておるということをおもひます。したがればならぬと思ひます。その点に対するあなたの御所見をお聞かせ下さい。

○清瀬国務大臣 たびたび申し上げます通り、ものには長所も短所もあるものであります。しかしながら野放しに直接公選にいたしますと、一党に独占されることもあります。また選挙された者が政治団体の役員となり、その他積極的に政治運動をする委員が半数または全体ということもあるものであります。今まで私は引用しませんでした

野原さんとそれを一つごらん下さい。第十一條の第五項です。こういう安全方法も考へておるのです。すなわち「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。こんな規則というものは直接公選の委員にはつけることはできません。これが選任されればこそそういう制限もつけられるのであります。でありますから、この方法によつて委員会を構成いたしますと、やはり中立性の落ちついた委員会ができようと私は思つておるのです。

○野原委員 あなたは第十一條の第五項を指摘されて、あなたの真意をくめという要望のようでございますけれども、第十一條の第五項に對しても私も別の角度から問題があるのです。これはいづれ第十一條審議の際に申し上げようかと思ひます。もう一度くどいようですけれども附則の第八條をおあげ願ひたい。附則の第八條には教育委員会の委員の任期がうたつてございませぬ。「その定数が五人の場合に於ては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合に於ては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。」どうある。ところがこの委員というものは特定の首長が特定の議会の承認を得て任命をしたものです。私がさっきも申し上げましたように、その特定の首長も特定の議会も地方住民からポイコットを食らつた。とんでもないくでもないことをするから、すっかり入れかえをさせられてしまつた。そういう場合でもこの教育委員というものは変らない。これは選挙のあり方から見ても、地方住民の意思がそこになんか見えて、

快になるのですから、そういう場合には私は変らなければならぬと思ひます。ところがその場合でも附則第八條によつて変へることができない。一体どういふことがあつていいの、全く地方住民の意思を考へていない立法じゃないですか、その点は何と御説明になるか、変へなくてもいいのかどうか。

○清瀬国務大臣 その情勢がでるまでに合法的に成立した町村または県議会の同意を得て任命されたのは、その後に至つてあるいは知事なりあるいは町村長が不評判になつたからといつて、運命をともにしなければならぬものじゃございませぬ。ただ教育委員それ自身が信望を失ひ、はなはだよくないという場合には、この法律案では教育委員のリコールの方法をきめておられます。少し回りにくき方法でありますけれども、ともかくもリコールがでるものでありますから、住民の意思にまづきり離れた者が長くすわつておるといふことはできないのでございませぬ。

○野原委員 つまり私は地方住民の意思がやはり重要であらうと思ひます。この点はあなたもお認めになつてこられたのであります。私どもはそういう意味で直接公選と言つたのですけれども、あなたは任命の方がより地方住民の意思がはつきりすると言つたのです。地方住民の意思ということに重点を置くならば、私はその任命した首長が否定され、これに承認を与えた議会がポイコットされた、そういう場合が起つたときには、地方住民の意思はそういう議会なりそういう首長から任命され承認を与えられたその委員に對しても何らかの意思を表明しておると考へなければならぬと思ひます。その点が

考へられていないじゃないかということです。地方住民の意思による委員ではなくなつておるのです。これが附則の第八條では考へられていない。それでもあなたは「たんきまつたんだから任期があるまではそれでいい」とおっしゃるのですが、そうならば、地方住民の意思はじゅうりんされたことになりませぬ。つまりじゅうりんされても差しかへない、これはもう仕方がないことだ、というお考えで、あなたはただいまおっしゃつておるのかどうか、承りたいのであります。

○清瀬国務大臣 あなたの設例によつても、選任をしたときは、地方住民の信望があつたのです。またそのときは議会も議会としてよかつたのです。その瞬間をとらえてみれば、信任されたところの町村長、信任を持つておつた議会で選んだのでありますから、すなわちその選定の結果は、永続して人民の意思を代表したものと見ていいのです。その後後発的にたまたま町村長が氣違ひになつたり、あるいは町村長が悪いことをしたといつて職をやめまして、選任されたときは健全なる住民の代表でありましたから、これを代表として尊重すべきであります。ただ疑義を生ずるのは、その選任された委員それ自身が今度はいけなくなつた、それならばリコール、こういうことです。

○野原委員 当然改めなければならぬと考へますが、あなたはそれも必要がない、こういう意見であります。改める必要がないというあなたの考へ方は、明らかに地方住民の意思はどうあるうとも、一たんきまつたものは仕方がないという考へ方であつて、このことは全く教育委員の何たるかも知らな

いと思います。

○清瀬國務大臣　世の中のことと申しますものは、絶体的なことではできないのです。しかしながら、可能な範囲においては、全部直接選挙で一党が看板をかけた党員からなっておる場合と、今回のように二人だけしか党員はないといったような場合とでは、私はやはり今回の案の方が中立性を保ち得るものだと思います。

○野原委員　それでは第六条に入りたいと思います。第六条によりますと兼職禁止の条文が書かれておるわけであります。「委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の

職員と兼ねることができない。」「いわゆる完全なる兼職禁止の条文であります。どういふわけかという完全なる兼職禁止の条文にいたしたのか。つまり第六条の規定の精神はどこにあるのか、どういふわけかという条文にしたのかということであります。大臣にお尋ねします。

○清瀬國務大臣 今申す通り、地方団体の議会の議員、これと離れて教育に関する行政委員会としての教育委員会を置いた以上は、地方議会の議員と兼職すればやはり完全なる独立ができません。それからまたその他の場合でも、兼職といふと、やはり片一方の職業と同じからだの人間であるとするれば職務の影響を受けますから、あなたのおっしゃる通りこの委員会の独立性を維持するためにこのような規定と相なったのでございます。

○野原委員 兼職すれば完全なる独立ができません。教育委員の性格からいっても完全な独立ということが大事であることは申し上げるまでもございませうから、ただいまの御答弁に關しては私は了解いたします。さて、そこで、この六条でせっかく書かれた兼職禁止の精神がこの法律案では阻却されておるのであります。大臣御承知だろうと思ひます。どういふわけで一体そういう阻却をしたかお尋ねいたします。

○清瀬國務大臣 兼職を避けるのは独立性を保つためでありまして、あなたに阻却というのを何をおっしゃるので

○野原委員 どうもびんと来ないようです。から申し上げます。第十六条です。教育委員は完全なる独立をしなければならぬと第六条で規定しながら、市

町村教育委員会の場合には、第三項で教育委員が教育長を兼ねることができ、市町村又は第二條の市町村の組合に置かれる教育委員会は、第六條の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから云々と書いてある。私はこのことを言っている。教育長といふものは当然常勤でなければ務まるべき筋合いのものではないのです。ところが第六條を見てみますと、「地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。」と言っておりながら、このことを阻却してあるじゃないですか。第十六條の三項では、地方公共団体の常勤の職員だ、教育長は、そうなれば、この点に關する限りあなたの兼職禁止の完全なる独立の精神は失われると思ひますが、いかがですか。

○清瀬國務大臣 それは教育長は教育委員会の仕事をやる役でございまして、お隣の議員さんと兼ねる場合と非常に違ひますから、旧法では町村に至るまで教育長は別のもので教育委員会が頼んでおったのであります。けれども、今度はその委員会の委員のうちで兼ねるといふことで、兼ねるといふ文字には抵牾のような心持ちもしますけれども、中であるのですからこれはよからう。お隣と兼ねじゃないので、隣の息子と兼ねじゃないので、うちの息子を使おうというのですからこれはよからう、という考えなんです。

○野原委員 大臣にお尋ねしますが、教育長といふものは、これは教育長の職責の上から考へて、私は当然専門職でなければ動まるものではないと思ひますが、いかがですか。

○清瀬國務大臣 それでは市町村の場合において、教育委員会の委員のうちの一

人が教育長になりますと、その人は教育長の資格におきましては、法案第十七條のように「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」ということになって、これは常勤するのでござい

○野原委員 一人の自然人が二つの人格を有することになる。一体選ばれた市町村の教育委員といふものは、これは教育長として選んでゐるのじゃないでしよう。その市町村の首長にしても議會にしてもそうでしょう。三人選ぶときには、教育委員として選んだんだ。ところがその教育委員として選んだ者の中から、専門職の教育長を置く。こういうことになれば、一体教育長の任にたえることのできない者ばかりということになるかと思ふ。そういう事態も起り得るのじゃないですか。教育委員としては人格高潔で適任だ。しかしながら専門職の教育長としては適任であるかどうかといふことは、議會にしてもその首長にしても、そういうことは考へて選んでいないはずであります。そこで三名が選ばれてから、その中の一人が専門職の教育長になるわけですが、もしなり得ない場合はどうするのです。だれも適任がなかったら、それはどういふことになるのですか。必ずだれかに押しつけなければならぬかどうか、お聞きしたい。

○清瀬國務大臣 この法律が通りました、この法律のもとに町村長が町村議会の同意を得て五人の委員を選ぶ時分には、五人のうちにはやはりだれかが教育長に選ばれるといふことは予想して初めから五人選んでおきます。それゆゑに予想しないものといふことには當ら

ないものであります。

○野原委員 私大臣がお答へになつたように考へるのであります。つまり任命する場合は、任命する委員の中から教育長といふものを想定して、そうして三名を議會にしても首長にしても考へていくという大臣の御答弁は、その答弁の限りにおいてはこれは間違ひじゃないと思ひます。しかしながらもう一つ突込んで考へてみると、市町村の教育長といふものは、都道府県の教育委員会が承認するのです。それだから固定的に教育長といふものを決定してしまつて、一体何を都道府県の教育委員会に承認しろといふのですか。私は都道府県の教育委員会が承認するといふことは、こういう条文は無意味になると思ふ。もうちゃんと教育長という動かすことのできないものを、想定しておるのだ。そしてそれを承認して、あなたに言わせると、國、都道府県、市町村、これは三位一体となつて教育を進めなければならぬからと、こ

う言う。その三位一体になりますか。じんかなめの都道府県の教育委員会が何を一体どうするといふのですか。きまつておるじゃないか。こういうようなむだな条文といふものはやめてしまつたらどうか。私はむだだと思ひますが、あなたはそれでもむだじゃないとお考へですか。

○清瀬國務大臣 すべて承認の場合はみなそうなるのです。持ってきた時分に一々苦情をつけるというふうなことはよくないことで、大体市町村におきめになつたことはよからうと承認をいたします。しかしながら十年に一べんぐらいはこれはどうもというふうなことで

があり得るので、いわゆる権力分割で政治をする場合には、これはいつでもあることです。国会でも始終あることなんです。政府がある委員会の委員を任命しようといふので、国会ではたいてい無條件に承認いたしております。けれども、あの承認といふことがあるために、政府が人を選ぶのにやはり注意をして選びますので、承認をして苦情をつけないといふたような行政慣行ができました。やはり承認制度といふのはあることとそれ自身ではや相當の役をなすのでござい

○野原委員 私は十年に一回にしろ、あなたのような考へ方の人ばかりが都道府県の教育委員会にはなりませんから、たくさん市町村を包括しておる都道府県の教育委員会が、相當私は市町村の教育長の任命、承認については問題が起つてくると思ふのであります。そこでどうしても承認できない、こうきた場合には、もう一べんまた議會に差し戻されて、そして首長は任命がえをすることになるのですか、これはどうです。

○清瀬國務大臣 承認を得なかつたら、やはり選定のしがえはしなければならぬと思ひます。

○野原委員 選定は委員として選定するのでしよう。委員として選定されたものを、また直すといふことは、一体どういふことだ。三名を委員として議會は承認をし、市町村長は任命してゐる。それをまた直さなければならぬという理由がないじゃないですか。どうなんです。

○清瀬國務大臣 委員じゃございませう。ここでお互いに言つておるのは教育長なんです。教育長は町村の場合に

あつては、府県の教育委員会の承認を得て任命する。そこで承認を求めてきた、多くの場合には承認するでございましょうが、たまたま何かの理由で承認拒絶ということになりますと、やはりもう一べん任命をして、さらに承認を求める、こうなるのが当りまえであります。

○野原委員 市町村長は教育長を任命する。それから市町村議会は教育長の任命に対して承認を与える。教育長について任命とか承認ということがどこに条文にあるのですか、お聞きをした。どこにあるのです。教育委員を任命し、教育委員についてその議院が承認するということは書いておるが、教育長について任命し、教育長をその議院が承認するところにあるのですか、教えてもらいたい。何条ですか。

○清瀬國務大臣 第十六条の第三項をどう願ひたい。私が読んでみましよう。「市町村又は第二条の市町村の組合におかれる教育委員会は、第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県教育委員会の承認を得て、教育長を任命する。」この規則をいっておるのであります。

○野原委員 この第三項は、当該市町村委員会の委員の中から、第六条の規定にかかわらず教育長を任命することとなつてゐる。その市町村議会なり市町村長といふものは、本来教育長を任命し承認するといふことはどこにもない。委員としては三名の委員を任命し承認するのですけれども、その任命承認された者の中から教育長を任命するのであつて、この条文では、教育長といふものは本来首長なり議院といふものは問題にしないのじゃないですか。

か。事実上はそういう想定をすることになるかも知れませんが。しかし一体どこにあるかと言ふのです。今あなたがお示しになった第三項は、私はそのようになっていないと思ふ。

○清瀬國務大臣 興奮しておつたが、これは非常に簡単な条文で、サブジェクトは教育委員会、「教育委員会は、第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県教育委員会の承認を得て、教育長を任命する。」このサブジェクトは教育委員会であり、ここにある通りその文章の主旨は教育委員会、教育委員会は第六条の規定にかかわらず市町村委員会の委員のうちからこれの承認を得て教育長を任命する、もっとも疑義がない文章であります。

○野原委員 教育委員会は三名の委員の中から教育長を任命するのです。そこで地方議院が任命するのじゃないのです。承認するのじゃない。地方議院が承認し、その首長が任命するのじゃないのです。そこを私は尋ねておるのです。それは市町村教育委員会の互選によつて教育長を任命するのであつて、ところが地方議院といふものは教育委員として承認したんですよ。それから市町村長が教育委員として任命したのです。ところがその三名に互選させたところが教育長の適任者がだれもいない。そこでやむを得ないから三名が、おやお前やれ、こつし君がやりなさい——教育の専門職になるのは三名ともきわめて不適当な人間です。これは専門職ですから、やはり専門的なことがわからなければいけません。教育という専門がわからなければいけません。そこでだれかがなつ

た。都道府県の教育委員会に持つていかなければならぬ、都道府県の教育委員会はどうか考えてもこの人が教育長になるのは、従来現行法の助役が教育長をやるのと一緒ではないか、こんなことは因ると言つて、都道府県の教育委員会から承認を得ることができない。その場合に市町村長は一体どうしたらいいのか、その場合どういうことになつてくるのか。常識で言つては困る。私も法律ではそういう場合は一体どこで救済をすることになつておるかということを示してもらいたい。

○清瀬國務大臣 三名または五名の委員会は、本来この法律が通ればその中で教育長が定められるという性質で町村会から選定されておるから、これらの者がお互ひに寄つて教育長をきめるといふことは越権でもなんでもないのであります。ただあなたのお説の後段の、五名のうち相談して、伯夷、叔齊のように、私はもうそれはごめんこうむりますと言つてみんな謙讓の美德でならぬといふ時分にどうなるか、そういうことがありましたら、またその時と場合で任命しかえるとかなんとか行政的の措置があるかと思ひます。しかしながら本来五名のうちでだれかが教育長になるといふことを運命づけられた五名でありましますから、やはりそのうち一人は當選するに相違ないのです。當選する人が辭退する場合にどうするといふことはすべての場合同じこととす。この文教委員会でも委員長を選挙したらみな辭退してしまつたといふ場合と同じこととす。ですからそういう希有な場合をここでかかれて言

うに及ばぬと思ひます。その時に応じて解決の方法はあらうと思ひます。

○野原委員 解決の方法はないのです。どこに条文でどう解決するかといふことを聞くのに対して、あなたは常識的な答弁をしておる。そういう場合には困るのだからそれは常識的に措置したらいいじゃないかといふのが、あなたにたいだいの御答弁を要約したところにならうかと思ふ。これはどう考えでも困るじゃないですか。この問題は後日問題にしましょう。早速にこれは一べん考え直して修正提案でも何でもやらなくちゃ大へんなことになる。ねえ、大臣、これはミスですよ。

それからもう一点私をお聞きしておきたいのは、従来文部省は教育長といふものは専門職でなければならぬ。教育委員はむしろ専門家というよりもしうといふ感じがする、そういう教育の専門家でない方が望ましい、という見解を教育委員会の発足以来とつてこれだといふに私は思ひます。これは間違ひでなからうかと思ふ。ところがそのしうといふことが望ましいという教育委員の中からは専門職の教育長を持つていくといふことは、これは従来の見解を更改したもので、このように私は思ふのです。そこで私はお尋ねしますが、これは従来の考え方を要したのか。教育委員はむしろレマンが望ましいという従来の見解を変えたのかどうか。従来の見解といふものは一体どこに飛んでしまつたのか。それをお聞きしたい。

○緒方政府委員 ただいまの問題は昨日大臣の御答弁の中にもございまして、けれども、先ほど問題になりました第四條でございまして、本法案におきましては、教育委員といはしまして長が

任命いたしました場合には、人格が高潔で、教育、學術、文化に關し識見を有する人を選挙するに於ておきま

す。従来は選挙でございましてからかういふ資格条件はございしません。しかし今度には任命でございしますので、かういふ教育に關し識見を有する人を長が任命する、かういふ規定にいたしておるわけでございます。そこでこれは教育事務を具體的に執行に當るものでございしますので、教育に關し識見を有するといふことを條件にいたしましては當然だと存じます。しかしこれは全部が全部教育の専門家をここに集めようとする趣旨ではないのでございします。それは識見があればいゝゆる教育事務につきましてはしうとでもいい、しかし識見を持たなければならぬ、かういふ趣旨でございします。しかしながら、それかと申しましてこの中に教育の専門家を排除している趣旨ではございしません。その中に教育の専門家が入つても一向差しつかえない。かような組織にいたしておるわけでありま

す。これは公選制を任命制に変えた、そこからきたものでございします。

○野原委員 今答弁を聞いてもはつきりするように、あなたの方は時に應じて變に臨んで實に都合のよい主張をなさる。實は教育委員に立候補する者は現職の教員あるいはかつて教員であつたものがたくさんおつた。ところがそれは困るというので、むしろレマンが困るのだという指導を國民にやつた。ところが今日になると、またかういふ法律を作つた手前もあるものだから、實は専門職はいいのだと言ふ。私も実は教育委員といふものはやはり専門家があつていい、教育委員は専門家でな

ければいけないのだということを従来主張してきたのです。そういう点であなた方こそ御都合のいい変改をなさっていらっしゃる。そこで大臣にお尋ねします。教育委員というものは教育長を監督する権限を持っています。これは当然です。教育委員会というものを置いておるのだから、教育長のやったことを監督し、教育長は委員会の命に服さなければならぬはずで、これは規定の上から当然です。教育長にもし間違いがあったらその責任を追及するのが教育委員なんです。ところがその責任を追及し監督する委員会の命に服さなければならぬというその教育長が教育委員を兼ねるといふことは、これは一体どういふものかと私は言いたい。どこから考えても問題だらけです。監督される教育長が実は監督する委員であるとは一体いかなることです。しかもその教育長は教育委員長を兼ねることもできる。教育委員長という代表権、大きな権限を持った者が、それで教育の実務を執行するというところでございまして、こういう考え方は、どう考えても独任制の機関構成であります。これは大臣が今まで私どもに教育委員会という合議体を残した趣旨がここにおいて全く死んでしまふのです。このことをあなたは今にして残念とお考えにならぬか、このことに対してあな検討が足りなかった、なるほど野原の言う通りだとお考えにならぬかどうか、あなたの率直な御反省が聞きたい。

○清瀬國務大臣 お言葉を論じるようで恐縮であります。教育委員は教育長を監督するという規則はないのです。教育委員会は教育長を監督する。その通りです。今内閣制度を持つてくれば、われわれ閣僚は皆様の監督に服しているんです。しかし同時に私も本会議で皆さんと一緒に投票しておるのです。この議院内閣制度、イギリス流の政治というものはそう潔癖に言うてしまふものではないのです。入つては、教育委員会の委員の一人として教育長も一緒に相談にあずかり、その決定を今度は合議体たる教育委員会の監督のもとにやる、こういうことはいふことです。不即不離のいい行政組織であると私は考えておるのです。

○野原委員 詭弁は一つ休み休みに言つて下さい。教育委員会が監督するといふこととどういふこととをいふのはこれはその通りだ。しかしその教育委員会を構成するのは教育委員です。その構成する教育委員が教育長を兼ね、そうして教育委員長も兼ねる。委員長というものは合議の招集権を持つておる。だから他の平委員が問題が起つて会議を開いてくれと要求しても、いかに、これはね飛ばされた手の下しやうがないのです。会議を招集するのは教育委員長なんだ。それが教育長だ。教育長の責任を追及しなければならぬという事態が起れば、特に教育長に注意しなければならぬという事態が起つて、教育委員の一人が教育委員会を開かなければならぬ——あなたが言うように、委員会が意思決定の機関だから、執行機関は委員会という構成機関でございまして、委員会を開かなければいかぬと平委員が文句言つたつて、これは委員会の意思にならぬわけです。ところがその教育長は委員長を兼ねておる。これは開かぬで、これをもつてしてもあなたは独任制と実質

的には同じであるとお認めにならぬかと言つておる。開かぬのだからね。教育長の責任を追及しようがないじゃないですか。どうして責任を追及するの、この場合どうして教育長の間違いを委員会がただすのか、その法的根拠を教えてもらいたい。そういう場合は一体どういふふうにしてやるのか示してもらいたい。

○清瀬國務大臣 教育委員長が委員会を開かないといふたような場合は、それは困つたことでありますけれども、ほんとうの行政の運用じゃございませぬ。国会の委員会でも委員長さんが雲隠れして委員会を開けぬようなことになつて、それで困つた例がございまして、それと同じことで、委員長がおらぬようになった場合にどうするかといふて机をたたかされても、それは円満なる議事の運営をするゆゑにないから、そういうことがないようになつたといふと答えるのははかりませぬ。委員会を開きますれば五人ですから、五人の合議体で意思決定をして、その合議体の監督のもとにそのうちの一人が仕事をします。株式会社でも支配人に命じてやらす事務もございまして、重役の一人が常務取締役となつて、一方では重役会に列し、一方においては支配人の仕事をすることもあるのです。そうあなたのように潔癖に言うてしまつて、極端なことばかりおっしゃつたら、これはにっちもさっちも動かぬ場合が起ります。

○野原委員 そういふ場合に、私が今申し上げたような場合に、一体その欠陥を是正する措置が、法文のどこにあるかといふことをお聞きしておるのです。私は潔癖の立場から単純に

あなたにどういふ言うのではない。私どもはやはり法律を審議する場合に完璧なものを作つておきたい。水の漏れないものを作つておきたいのです。あなたも法律家ですから御承知でしょう。法律といふものはそういうものだ。常識ではとやかく言ひましても、やはり問題点があればこれを技術的に是正しなければならぬじゃないですか。そういう場合に、一体どの条文で救済するのか教えてもらいたい。

○清瀬國務大臣 教えてもらいたいなどと言つても、はなはだ困るのでございまして、法律は十五條を見て下さい。教育委員会規則といふものを作るのです。その規則の中に、今までの合議体の経験によつて、こういう場合にはどうするといふ適當な規定の方法もございまして、それからどうしてもにっちもさっちも動かぬといふ時には、皆さんは攻撃なさるけれども、指導、助言の方法もあるのございまして、そうして円満に運営するといふのが、この法律の名のごとく地方教育行政の組織並びに運営の法律といふのはそれなんです。運営といふときには、多少手心がないてきやしません。しかしながら十五條の規則、熱誠なる運営または果の教育委員会からの助言等によつて日本の教育がうまく運営されることを希望いたしております。

○野原委員 教育委員会の規則では、この法律に違反した規則を作ることができないのです。教育委員会規則は、十五條のこの規則は、この法律の条章に違反した規則を作つてもよろしいものですかお聞きします。

○清瀬國務大臣 これはこの法律その

他一般の法律に違反はできません。違反はできませんけれども、その限度内において各種の規則はできます。

○野原委員 会議の招集は委員長がやると法律の規定にあるじゃないやせんか。会議の招集権は委員長にあるというのがこの地方教育行政の組織運営の基本なんです。会議の招集は委員長がやるというそれと違反した規則を作ることはできぬでしょう。だから委員長以外は招集できないのです。委員長以外で招集できぬといふような規則は作ることとはできぬのではないですか。それでは一体教育委員会は、教育長の責任追及はどうしてやるのですか。それを教えてもらいたい。

○清瀬國務大臣 申し上げます。十二條には第四項に、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が職務を行う、こういう規則もありまして、これを参照されまして多くの会議体の議事規則のようにすれば不可能のこととはなからうと思ひます。

○野原委員 第十三條は「教育委員会の会議は、委員長が招集する」といふことでございまして、私はこの第十三條第一項の規定に違反する規則はできないと思ふ。私は教育長を兼任しておる委員長は、委員長に事故ありたるものとは思ひません。それならばこれは委員長をやめなさい。そうして委員長は教育長と兼任はできないという規定を置きなさい。それをしていないのです。だから委員長が教育長を兼任するといふことと自身が、大へんな問題になるといふことを私は申し上げておるのですが、それでもまだ大臣はがんばつて——なるほどそう言われればもつと

なるほどそう言われればもつと

もだからこれは考えてみよう、あなたはどうか言ってもそういう気は起きないのですかね。それはあまりがらばれない方がよろしい。これは人間間違ひもあるのですから、考え直さなければならぬ機会もやはりあるわけでございますから、私はとやかく言わない。この点はまずいなということをお考えになりませんか。

○清瀬国務大臣 これは決してまずくない、いい法律だと思っております。わが国でも各国でも各種の議事規則の先例もあることとあります。委員長が事故ある時には、委員長代理も置けるのです。それからまた、多くの議事規則をごらん下さいと、委員長が招集するということであつて、事故もないのに委員長が招集して招集せぬといった場合には、委員何名以上の要求があれば招集せぬ、それでは招集せぬ時分にはだれがやるかといったような議事規則もたくさん例のあることとございます。第十五条による議事規則には、おのずからそういう規定を考へて作ることでございまして、あなたが議案をたいて御心配下さるようなことは、これはもう起らないことであると思ひます。

○野原委員 大臣、議案をたたくと言いますけれども、私どもも齒がゆいのです、あなたの御答弁が。ほんとうにくつの上からかような感じがしてないから、私は出しただけである。そこでお尋ねします。この条文には副委員長長の規定はないでしよう。これは委員長だけでございまして、教育副委員長というものは置いていますか、お尋ねします。

○清瀬国務大臣 副委員長の規定はございせん。

○野原委員 そうしたら、委員長が教育長を兼ねた場合には、委員長代理を置かなければならぬということになるわけですか。そうしてその委員長代理が会議の招集権をどこかでやることになるのですか。そうならば私は了解します。それはどういふことになりま

○清瀬国務大臣 その場合は十二条の第四項でまかなえることと存じております。

○野原委員 十二条の第四項は「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。委員長が教育長を兼ねて事故あるものでしょうか。委員長です、依然として。それから委員長が欠けたときといひますけれども、欠けちゃいない。教育長を兼ねた委員長は現存しておる。第十二条の四項でございまして、できる解釈して下さい。しかも「教育委員会の指定する委員がその職務を行う。これはあなたに言わせると、会議の議事規則その他だと言ひけれども、議事規則はこの法文の条章に違反したことをきめることはできない。私はきょうトップに質問したのでしよう。第一条に「地方教育行政の組織及び運営の基本」とあつて、この法律に抵触する規則は、私はできないと思う。そうならば、これは救済のしようがないじゃないですか。それを一体どこでどう救済するのかを的確に示してもらひたい。十二条の四項では明らかにだめです。これがだめでないならば、だめでない解釈を示してもらひたい。

○清瀬国務大臣 すでに先刻一両回申し上げたと思ひます。これができれば、議事規則がおのずからできるのです。そこで委員長が欠けたるとき、あるいは委員長が事故あるときは、委員会の指定する者が職務を行う、これを補充して、さらに欠けもせず、また事故もないのに招集しない場合については、何名以上の請求があれば代理者は委員を招集するといふ補充規則は作り得るのであります。それは決して本法に触れません。また世界の議事法にはたくさんあることとございまして、それだけでいけるということとを先刻も申し上げました。その通りでございます。

○野原委員 その場合には半数以上の請求が要するわけですね。どうなんですか。会議の招集を委員長がしない場合に、委員長に招集させようと思へば半数以上の委員の請求が必要なんですか。お尋ねします。

○清瀬国務大臣 それが会議規則の定めるところによるのです。その会議規則は、全体が五人ですから、二人でいいということもありましようし、三人が要するということも書けましようし、そこからは世界の議事規則の通例でありますから、それを参酌して、よろしきに従つて第十五条の規則により議事規則といふものが作られると思ひます。

○野原委員 三人が必要だということになると、絶対不可能なんですから、これはもう問題外にしましよう。そこで二人としましよう。ところが三名の委員の場合に、教育委員長が教育長を兼ねていないとすると、一人の委員は教育長、一人の委員は教育委員長、二人ですね。そうして委員長と教育長はやはり同じ責任を痛感しなければならぬ立場にあつて、今残つておる平の委員が非常に憤激しておる。これは一人で会議を招集する権利があるというならば、第十三条の委員長が招集するといふことは無意味になつてくる。大抵の場合合つていふ議事規則の手続は過半数といふことになるでしよう。しかも教育長を兼ねるほどの委員長は、事実上実権を握つて独裁的な権能をふるうことは間違ひないのであります。

私は、そういう点から、どう考へても教育長が委員長を兼ねるというこの問題は、あなたが今日まで述べてこられた教育委員会の合議制、教育委員会の安定感を得るために、独任制ではない、合議制でなければいけないといふ点から考へて、これは大きなミスではないか、このように思ふのであります。

そこで今度は教育長が自治体の長であるいは地方議会の政治的圧力に屈したかどうかになるのか。教育長を兼ねた教育委員長、そういう要職につき者は特に承認を与へる地方議会とは密接な関係の人なんです。それから首長とも密接な関係の人なんです。これがそういうようなものの政治的圧力に屈したら、教育の政治的中立性は保てませんね。ここでもそういうおそれが出てきますね。だから教育の政治的中立と観念的におっしゃつても、實際運営してみると、今回のこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律案によれば、保てぬといふことになる。それでも保てると言うならば、その保てるといふ説明を願ひたい。

○清瀬国務大臣 教育委員には、この法律の趣旨をよく体得した人格高潔なかつた識見の高い人がなるのであり

まして、ほかの圧迫に屈するといつたようなことを初めから予想すべきではございせん。しかしながら、時あつてそういうことがあり、信望に欠けた時分には、村民からのリコールも受けましようし、また上級委員会からの援助、勧告もありましようから、要は行政の運営でございまして。どういふ手段によりまして結局はこういうことになるのです。

○野原委員 何かに固執されたような御答弁ではなはだどうも質問が展開しないことを残念に思ふのであります。私どもはこの逐条審議を一日も早く終りたいと考へております。特にこれは大臣も御承知のように私どもは相当馬力をあけて審議しておるのです。それに対してあなたの御答弁が非常に固執をされておりますので、私も執拗に特定の点を十分究明しなければ質疑ができたことになりませんから、これはただしておきたいと思ふのであります。従つて第六條の教育委員が地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない、地方公共団体の常勤の職員は教育長です。私は教育長といふものは常勤の職員でなければならぬと思ふ。ところがこの第六條を阻却して、第十

六條でございまして、第六條でいふ基本的な精神をうたいながら第十六條に來ると、その精神を完全に剝奪する、一体どういふような法律はどこにあるのか、教育委員の完全なる独立のためにいふことに重点を置くなら、私は教育委員が教育長を兼ねるといふことはやはりやめなければならぬと思ふ。そこで大臣がおっしゃつた第六條の兼職禁止の精神は完全なる独立といふことは認めましよう。その完全

なる独立という兼職禁止の精神は、法の実体において完全に抹殺されておるといふことをあなたは御承認になりませんか、いかがですか。

○清瀬国務大臣 どういういい法則にも必要なる例外はあるのです。原則として兼職は禁じて、内部の教育長はこれはやらそうということとは可能で、あなたがいいとおっしゃる現行法でも助役が教育長を兼ねることを認めておるのです。これもそのときの便宜によつたのでございましょう。ゆえに六条に原則としては兼ねないといつておいて、やはり市町村の委員会において教育長と兼ねるといふ例外を設けることはあつても妨げがない、どつちがいいかという価値判断の問題でございします。

○野原委員 助役が兼ねるといふことは私も反対してきておるのです。それを私どもの反対を押し切つて助役にこういう重要な教育長を兼務させる、教育長の任務を与えておるといふことは政府が今日まで予算の都合等があつてこういう便宜的なことをやつてきた変則なのです。こういうことはいけないといふことを政府自体も今日までお認めになつてこられたのです。教育長はやはり常勤の職員でなければいけません。私は政府、与党の中で今回の地方教育行政の組織及び運営のこの法案を問題にしたときに、実は地方教育委員会の教育長をどうするかといふことが相当大きな問題になつたといふことを与党の私どもの心やすい方から、あるいは新聞等を通じても承つておるのではありません。しかしここに出されてきたあなたの方の結論というものは、私どもはどういう角度からな

がめても矛盾撞着の問題が実に山積しておるといふことを御指摘申し上げたいのであります。そこで第六條に兼職禁止の精神といふものがせつかつくたわれておりながら、これが完全に抹殺されておることを遺憾に思ひます。

次に私は第七條に入りたいと思ひますが、第七條は「地方公共団体の長は委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができ、教育委員罷免の規定であります。そこでお尋ねいたしますが、職務上の義務違反といふこの判定はどなたがするのですか。

○緒方政府委員 これは長が認める場合でございますから、長がその判定をいたしましてそうして当該公共団体の議会の同意を得てこれが確定するわけでございます。

○野原委員 ではお尋ねしたいことは「委員たるに適しない非行」実にとんでもない言葉もあるものだと思う。一体この非行とは何です。非行といへば職務上の義務違反だつて非行だと思ふのだが、職務上の義務違反は特別に抜き出してあるから職務上の義務違反は入らぬのでしょう。そうすると非行とは一体具体的に何を言うのですか。これは詳しい罷免の規定ですから、今後教育委員に任命された方々にとっては重要な規定です。非行とは何かお示し願ひたい。

○緒方政府委員 非行のあつた場合といふ規定は従来の法律にもございします。たとえば地方公務員法の二十九条、

これは職員の懲戒の規定でございしますけれども、これにも一号、二号、三号とございまして、二号は職務上の義務違反、三号は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合、かように規定いたしておられます。ここでは教育委員として適しない非行があるといふのでございしますから、それはいろいろな態様があると存じますけれども、長がさうして認定いたしました場合に議会の同意を得て罷免をすることとございします。これは具体的にどういふことかとおっしゃいますともいろいろな態様がございします。

○野原委員 地方公務員法にうたわれておることは私も十分承知しておるのではありません。私は地方公務員法に述べられておる非行についても実は多くの疑点を持つておるのであります。そこでこのたび政府からこういう提案がなされて非行という言葉があるからお尋ねをするのでございしますが、実例をもつて示して下さい。非行といつてあげた以上はあなたの方もはつきりという場合、こういう場合という例示がでるはずである。これはその首長がふさわしくない行いと判断した行い、それが非行だといふはかげた考へはないのです。私としてはやはり立法者の意思、提案者の意思といふものを明確に記録にも残しておきたいと思ひるので、実例をもつて非行とはどういふことか、大臣から十分詳しい御説明をしてもらいたいものであります。

○清瀬国務大臣 法律に違反したものは道徳律に違反して、とうてい教育委員会の任務を果すに足らざる行いのあつたこととございします。

○野原委員 それでは初中局長緒方政

府委員からお聞きしてもよろしゅうございします。私は例示をして説明してもらいたいのと尋ねたのでありますから、やはり私のお尋ねにはお答えいただきたいのです。今大臣の御答弁は失礼でございしますがきわめて抽象的でありまして、実例をもつて示してもらひたい。

○緒方政府委員 これは先ほども申し上げましたように、いろいろの場合がありまして存じますけれども、教育委員といたしまして職務を遂行する上に、これは地方公共団体の全体の住民の意思を代表してその利益に沿うような職務の執行をしなければならぬのでございしますけれども、たとえば一部の者の請託を受けて非常に片寄つたことをやるといふようなことがあつた場合には、やはり非行の一つになるかと存じます。しかしこれは具体的にはいろいろと態様がございしますので、それは一々ここで申し上げることは困難でございします。

「赤城委員」議事進行について」と呼ぶ、その他発言する者あり」
「散会」と呼び、その他発言する者あり」
○佐藤委員長 本日はこの程度にいたし、これにて散会いたします。
午後五時四十一分散会